

国民経済計算体系的整備部会の審議状況について
(報告)
～第 26 回国民経済計算体系的整備部会資料～

令和 3 年 3 月 24 日

第26回 国民経済計算体系的整備部会 議事次第

日 時 令和3年3月19日（金）10:00～12:00

場 所 遠隔開催（Web会議）

議 事

< SNA 基準改定関連 >

（1）建築物リフォーム・リニューアル調査のQE（2次速報）への活用

< SNA 年次推計関連 >

（2）国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討

< SUT 関連 >

（3）サービス産業・非営利団体等調査（投入調査）について

< SNA 年次推計関連 >

（4）生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会（中間報告③）

配布資料

資料 1－1 建築物リフォーム・リニューアル調査のQE（2次速報）
への活用

資料1－1の参考 次回基準改定後のQEについて（第23回部会資料1抜粋）

資料 1－2 建築物リフォーム・リニューアル調査の実務フローに
ついて

資料 2－1 国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用
方法の改善余地等に関する検討経緯等

資料2－1の参考1 QE及び年次推計の精度向上に向けた一次統計の「シ
ムレス化」の取組強化・加速（第123回統計委員会資料6－2）

資料2－1の参考2－1 経済産業省生産動態統計に関係する5品目についての
今後の対応方針（第93回産業統計部会参考2抜粋）

資料2－1の参考2－2 SNA年次推計における「電気照明器具」及び「民生用
エアコンディショナ」について（第16回部会資料1－2）

資料2－1の参考3 SNA第一次年次推計から第二次年次推計への改定幅
縮小に向けた検討～食料品関係品目及び鋼船～
（（第16回部会資料1－4）抜粋）

- 資料2－1の参考4 第16回国民経済計算体系的整備部会議事録
- 資料2－1の参考5 第24回国民経済計算体系的整備部会議事概要
- 資料2－2 財分野に関するJ S N A 年次推計における改定幅上位品目に係る検討
- 資料3別添1 令和2年サービス産業・非営利団体等調査 調査対象産業・調査対象企業数一覧（案）
- 資料3別添2 令和2年サービス産業・非営利団体等調査 調査票種類（案）
- 資料3別添3 年間総費用の内訳項目一覧（案）
- 資料4 「生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会」に関する中間報告

令和3年3月19日
統計委員会担当室

建築物リフォーム・リニューアル調査のQE(2次速報)への活用

1. 基本計画の課題

【第Ⅱ期】

P38 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。…

⇒ 平成28年6月に対応。半期→四半期等の見直しを実施。

【第Ⅲ期<現行>】

P51 建築物リフォーム・リニューアル調査…の公表時期については、少なくともQE(2次速報)に活用できるよう、公表を早期化する。

2. 検討課題

- **課題1** 建築物リフォーム・リニューアル調査(以下、RR)のQE実装適否の検証
 - (SNAでは)「建築」の産出額を、直近の年次推計で使用した「建築物リフォーム・リニューアル調査」(RR調査)における住宅・非住宅合計の「改裝・改修(リフォーム・リニューアル)」と「維持・修理」の比率(年ベース)を用いて分割。…略…SNAでは「改裝・改修」のシェアのみを使用する。今後、RR調査のデータの蓄積や公表早期化の対応をみて、四半期データの利用可能性等について検討する。<内閣府>

※第23回国民経済計算体系的整備部会 資料1より抜粋。下線は筆者。

- **課題2** QE実装に向けたRR公表早期化可能性の検証<国土交通省>

3. 本日の審議内容

- **課題2** に関して国土交通省より実務フローの報告
- 公表早期化に代えて中間集計値の内閣府への提供を試行

4. 今後の進め方(事務局提案)

- 本日の審議を踏まえ、課題1及び課題2に関して、令和4年度に予定される第Ⅳ期基本計画審議の中で検討を進める。

最近の法人企業統計(四半期)の公表日

2019/10-12月期	2020年 3月2日
2020/ 1- 3月期	2020年 6月1日
2020/ 4- 6月期	2020年 9月1日
2020/ 7- 9月期	2020年12月1日
2020/10-12月期	2021年 3月2日
2021/ 1- 3月期	2021年 6月1日

注:上記のほか、2020/1-3月期は2020年7月27日に
確報を公表(新型コロナウイルスの影響への対応)

次回基準改定後のQEについて

令和2年7月3日
統計委員会国民経済計算体系的整備部会
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 改装・改修(リフォーム・リニューアル)

【QE供給側推計における扱い】

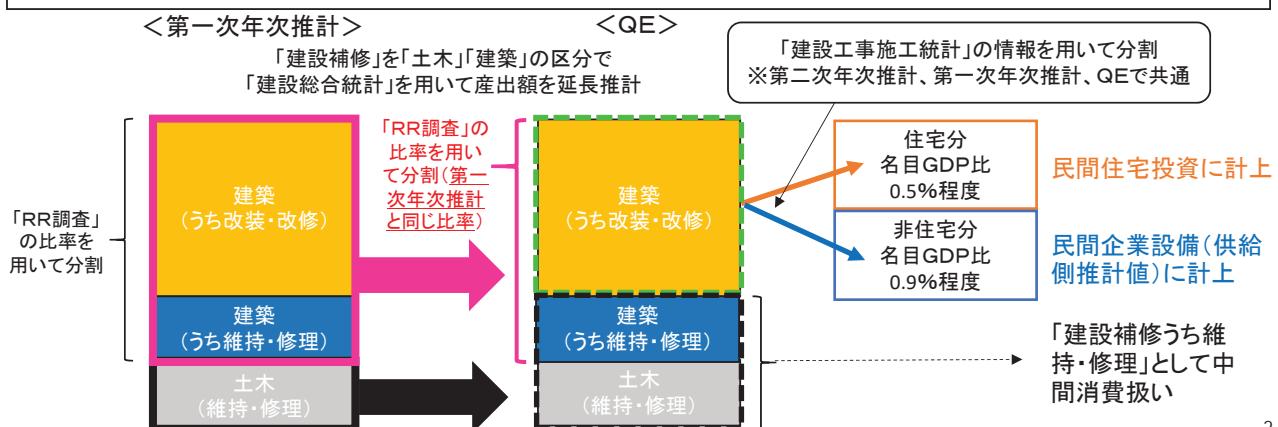
- コモディティ・フロー法91品目分類「建設」の細品目「建設補修」を、「建設補修うち改装・改修(リフォーム・リニューアル)」「建設補修うち維持・修理」に細分化して定義。

【QE供給側推計における推計方法】

- 「建設総合統計」を用いて、「建設補修」を「土木」「建築」の区分で産出額(国内総供給)を延長推計。その後、「建築」の産出額を、直近の年次推計で使用した「建築物リフォーム・リニューアル調査」(RR調査)における住宅・非住宅合計の「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」と「維持・修理」の比率(年ベース)を用いて分割。
※ RR調査の結果は受注高ベースであるため、進捗ベースのSNAでは「改装・改修」のシェアのみを使用する。今後、同調査のデータの蓄積や公表早期化の対応をみて、四半期データの利用可能性等について検討する。
※ 1次QE、2次QEともに同じ推計方法。1次QEでは「建設総合統計」の3か月目は利用できないため補外処理を行う。
- 「建設補修うち改装・改修(リフォーム・リニューアル)」分は、全て総固定資本形成に配分。(※基準年で7.5兆円)

【民間住宅投資、民間企業設備(供給側推計値)への計上】

- 供給側推計で求められた「建設補修うち改装・改修(リフォーム・リニューアル)」分を、「民間住宅分」と「非住宅分(民間企業設備)」に分割。この分割比率は「建設工事施工統計」から把握。(※第二次年次推計・第一次年次推計・QEで共通)
- 民間住宅分については民間住宅投資に計上し、非住宅分については民間企業設備の供給側推計値に計上。



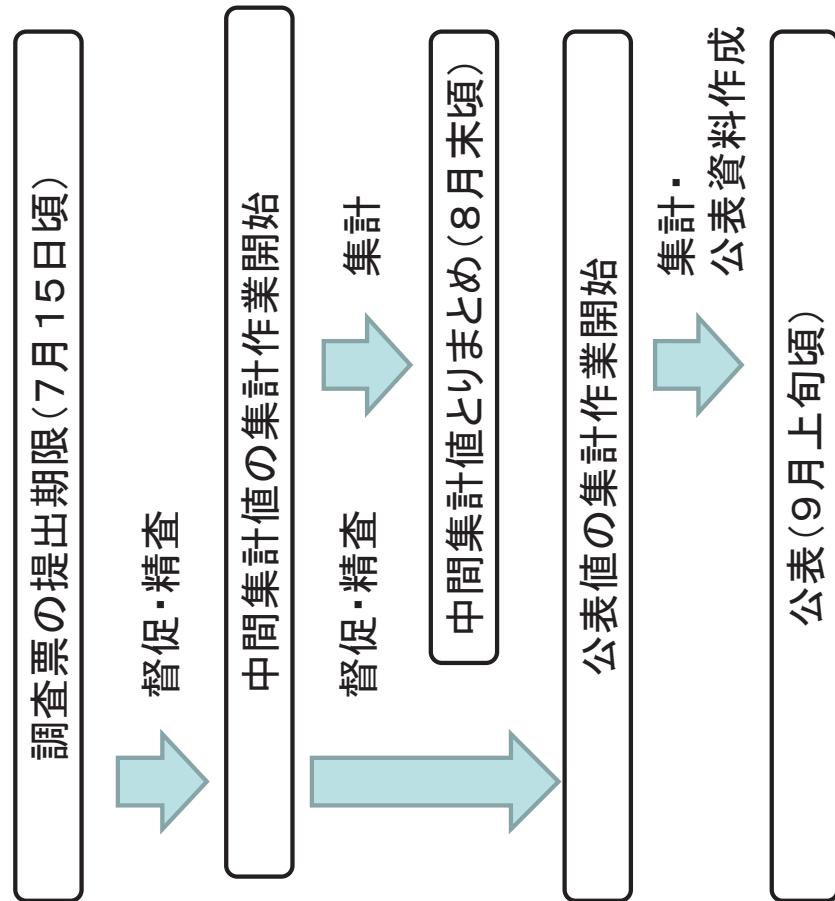
建築物リフォーム・リニューアル調査の実務フローについて

- 建築物リフォーム・リニューアル調査については、回収率の状況等を把握するため、実務上、中間集計値を取りまとめていいるところ。
- 建築物リフォーム・リニューアル調査における「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」の比率について、前期公表値と比較したところ、中間集計値の方が、公表値との差が少ない。

<「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」比率の比較>

	公表値	前期公表値との差	中間集計値との差
令和2年度 第3四半期受注分	77.57	1.51	0.22
令和2年度 第2四半期受注分	76.06	0.38	0.18
令和2年度 第1四半期受注分	76.44	1.61	0.31
令和元年度 第4四半期受注分	78.05	0.22	4.55
令和元年度 第3四半期受注分	77.83	1.07	0.09
令和元年度 第2四半期受注分	78.90	1.91	0.00
令和元年度 第1四半期受注分	76.99	1.55	0.06
平成30年度 第4四半期受注分	78.54	5.27	0.05
平成30年度 第3四半期受注分	73.27	2.25	0.17
平成30年度 第2四半期受注分	75.72	3.24	0.00

<実務フローの概要>
※第1四半期(4~6月)受注分の実績調査の場合



令和3年3月19日
統計委員会担当室

国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討経緯等

1. 基本計画の課題

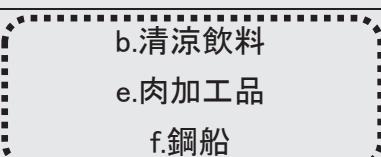
P48 QE及び年次推計の精度向上には、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階(QE、年次推計)において提供するデータの差異を縮小することが重要である。このため、平成27年度(2015年度)以降の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を行う。当該検証結果を踏まえた上で、国民経済計算に活用される一次統計(「経済産業省生産動態統計」、「サービス産業動向調査」等)及びその活用方法の改善余地について、一次統計を所管する関係府省と内閣府とが一体となり検討を進め、基本的な方策を取りまとめる。

2. これまでの検討状況(詳細は別紙)

- 財に関しては改定差の大きい上位10品目(改定差がGDPの約0.03%以上の品目)を特定し、このうち7品目に関して対応方針を確定・対応中。
- またサービスに関しても改定差上位品目を特定(生命保険、企業内研究開発)。これらは基礎統計の入手時期の制約からさらなる改定差縮小が困難であることを確認。

【前回審議(令和2年11月)終了時点の対応状況等】

対応方針確定・対応中	対応方針の大枠確定・検証中
a.そう菜・すし・弁当 d.携帯電話機 j.建設・鉱山機械 h.半導体製造装置	c.民生用エアコンディショナ g.電気照明器具 i.サービス用機器



3. 本日の審議内容

- 前回審議で取り上げなかった「対応方針大枠確定・検証中」のうち、検討が進んだ3品目(上図網掛け部分)の検討状況等を御報告。

改定差の大きい財の上位10品目(寄与度順)と令和2年11月時点の対応状況等

【家計最終消費支出】

	対応府省	令和2年3月の対応状況、検証・検討の方向性
a.そう菜・すし・弁当	担当室	当面は現行推計を維持 (報告者負担の観点から統計新設は見送り)
b.清涼飲料	内閣府	担当室提案「工業統計を用いる第二次年次推計を見直し(基準年<業界統計等を利用>に揃える)」ことの可能性を検証
c.民生用エアコンディショナ	内閣府	生動を用いる第一次年次推計を見直し
d.携帯電話機	経産省	工業統計における誤報告(調査範囲の相違)の訂正により対応
e.肉加工品	内閣府	担当室提案「工業統計を用いる第二次年次推計を見直し(基準年<業界統計等を利用>に揃える)」ことの可能性を検証

【総固定資本形成】

	現時点の対応府省	令和2年3月の対応状況、検証・検討の方向性
f.鋼船	内閣府	担当室提案「工業統計を用いる第二次年次推計を見直し(基準年<造船造機統計を利用>に揃える)」ことの可能性を検証
g.電気照明器具	内閣府	生動を用いる第一次年次推計を見直し
h.半導体製造装置	経産省	工業統計と生動の対象事業所・調査範囲の一致を確認、なお金額差の解消は実務上困難
i.サービス用機器	内閣府	業界データの入手時期や継続性など実務上の制約がないことを確認、実装
j.建設・鉱山機械	経産省	工業統計と生動の対象事業所・調査範囲の一致を確認、実査の中で両統計の連携を図ることで対応

注:サービス用機器の中で改定差の主因となっているのはパチンコ・スロットマシン

対応方針確定・対応中
対応方針の大枠確定・検証中

QE及び年次推計の精度向上に向けた
一次統計の「シームレス化」の取組強化・加速

2018年6月29日
統計委員会委員長

- 3月に閣議決定された公的統計基本計画においては、「国民経済計算のQE及び年次推計の精度向上に向け、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階(QE、年次推計)において使用する基礎データの差異を縮小することが重要」であることから国民経済計算に活用される一次統計について、2022年末までに関係府省にて検証・検討を行うこととされている。
- しかしながら、基本計画の策定後も一次統計を取り巻く環境は刻々と変化しており、また、3月末の国民経済計算体系的整備部会では、統計委員会の要請を受け、内閣府による「QEの推計精度の確保・向上に関する工程表」の推進が決まるなど、本課題については、他の課題に比べて、特に取組を強化し加速する必要が生じていると考えられる。
- このため、国民経済計算体系的整備部会においては、各府省による方策の取りまとめが円滑に進むよう速やかに検討を開始し、必要な支援を行ってもらいたい。
- 基本計画においては国民経済計算に活用される一次統計として、「経済産業省生産動態統計」や「サービス産業動向調査」が例示されている。国民経済計算体系的整備部会においては、国民経済計算における改定状況等を踏まえた検証を早急に実施し、それを受け、直ちに、財の推計に用いられる「経済産業省生産動態統計」について検討を開始するとともに、この際同様の他省庁所管の一次統計についても幅広く精査を行っていただき、必要に応じ関係する部会と連携しながら検討を進めてももらいたい。また、統計委員会担当室は、以上の取組が円滑かつ迅速に進むように、見直しプロジェクトの企画・立案において、中核的な役割を果たすことが必要である。
- 関係府省においても本課題の加速推進にあたり特段のご配慮をお願いしたい。

(第3期「公的統計の整備に関する基本的な計画」)別表(抜粋)

QE及び年次推計の精度向上には、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階(QE、年次推計)において提供するデータの差異を縮小することが重要である。このため、平成27年度(2015年度)以降の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を行う。当該検証結果を踏まえた上で、国民経済計算に活用される一次統計(「経済産業省生産動態統計」、「サービス産業動向調査」等)及びその活用方法の改善余地について、一次統計を所管する関係府省と内閣府とが一体となり検討を進め、基本的な方策を取りまとめる。

【財については平成31年(2019年)年央までに検証し、33年(2021年)末までに結論を得る。サービスについては平成32年(2020年)年央までに検証し、34年(2022年)末までに結論を得る。】

※ 事務局において下線を加筆

資料2-1の参考2-1
(第93回産業統計部会 参考2 抜粋)

令和元年5月16日
国民経済計算体系的整備部会長
宮川 努

経済産業省生産動態統計に関する5品目についての今後の対応方針

1 検討対象品目(第15回国民経済計算体系的整備部会 資料1から抜粋)

国民経済計算の家計消費及び総固定資本形成について、第一次年次推計から第二次年次推計において、それぞれ改定差が大きい上位5品目のうち、(1)利用する一次統計が生産動態統計(第一次)から工業統計(第二次)に変わり、かつ(2)第二次年次推計で複数の完成品の工業統計品目から推計される品目について、改定寄与度(絶対値平均)の大きい主な工業統計上の品目を見ると表1のとおりとなっている。

表1 検討対象品目について

品目	改定寄与度 (絶対値平均)[%pt]	改定寄与の大きい主な 工業統計上の品目	対応する第一次年次推 計での利用統計
鋼船(防衛装 備品を除く。)	0.065	鋼製貨物船／鋼製油送 船の新造*	造船造機統計調査(国 土交通省)
電気照明器具	0.044	白熱電灯器具	経済産業省生産動態統 計(経済産業省)
半導体製造装 置	0.040	ウェーハプロセス用処理 装置	同上
民生用エアコ ンディショナ	0.036	民生用エアコンディショ ナ	同上
サービス用機 器	0.034	パチンコ、スロットマシン	なし
建設・鉱山機 械	0.028	建設用クレーン、その他 の建設機械・鉱山機械	経済産業省生産動態統 計(経済産業省)

* いずれも「20総t以上の動力船」

今回は、このうち、造船造機統計調査を基礎資料として推計している「鋼船(防衛装
備品を除く。)」を除く5品目を検討対象とした。

2 5品目の対応

内閣府及び経済産業省と5品目の取扱いについて検討した結果、以下のとおり、今
後の対応の方向性を整理した。

表2 検討結果

※ 事務局において下線を加筆

対象品目	結論・今後の方向性
電気照明器具 (白熱電灯器具)	<p>・現在、国民経済計算の基準年推計で用いている<u>産業連関表</u>では、<u>経済産業省生産動態統計</u>(以下、<u>生動</u>)またはそれと<u>工業統計</u>(<u>経済センサス-活動調査</u>の実施年は相当する部分)の組み合わせで推計されているのに対し、第一次年次推計は<u>生動</u>を、第二次年次推計は<u>工業統計</u>を基礎統計として利用。このため、大まかな整理としては、<u>第二次年次推計の基礎統計を産業連関表に揃えれば、第一次年次推計から基準改定のシームレス化を実現し、かい離が縮小</u>すると考えられる。ただ、実態としては、<u>生動</u>と<u>工業統計</u>には品目分類に相違がある中、<u>生動</u>、<u>工業統計</u>、<u>産業連関表</u>はそれぞれ捉える範囲が異なる。そこで以下のとおり第一次及び第二次年次推計の改善に向けて具体的に検討を進めることとし、<u>生動</u>の品目追加要望は見送り。</p>
	<p>【電気照明器具】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面、品目定義の不一致(例:LED器具)を推計により補正。なお中期的には、各統計の整合性を高め、シームレス化を実現。 <p>【民生用エアコンディショナ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目定義の不一致、計上時点のズレなど要因をさらに解析し、補正方法を検討。

以下、略

SNA年次推計における「電気照明器具」及び「民生用エアコンディショナ」について

令和元年6月14日
国民経済計算部

1. 電気照明器具

前回部会にて、「国民経済計算(SNA)」における電気照明器具の内訳である「白熱電灯器具(白熱)」の伸び率に差異が出るのは、第二次年次推計で用いている工業統計では白熱にLEDが入っているが、第一次年次推計で用いている「生産動態統計(生動)」の同品目では入っていないことが影響しているのではないかとの指摘があった。

このため、改めて電気照明器具の推計について検討を行った。

- 「工業統計(工業)」においては、LEDが各分類(特に「白熱電灯器具(白熱)」と「その他の電気照明器具」)に含まれているものと考えられるが、生動においては2013年以前はそもそもLEDが把握されておらず、電気照明器具全体として見た場合には過少となる。
- 生動では、2014年以降、LEDのみを把握する品目を新設している。そこで、生動の白熱に、生動のLEDを加えて電気照明器具の推計を行うことが考えられるが、これらに工業を組み合わせると、工業の各分類(特に「その他の電気照明器具」)には既にLEDが含まれることから、逆に電気照明器具全体として見た場合には過大となる。

上記を踏まえると、現段階では引き続き工業を使用することが適当と考えられる。他方で、これを前提に次期基準改定に向けて改定差の縮小を目指し、生動を用いている第一次年次推計の推計手法を工夫する。

2. 民生用エアコンディショナ

従前の議論を踏まえ、第一次年次推計で用いられている生動のうち、業務用と考えられる7.1kw超(23畳超、200V)を除いた系列と、概念上、民生用を対象としている工業(2次年次推計で使用)の動きを比較したが、改善はみられなかった。

このため、改めて民生用エアコンディショナの推計について検討を行った。

- セパレート型について、生動は出力規模別の品目分類であり、用途とは対応していない。
- 但し、小規模の出力の品目は大部分が民生用と考えられる。

以上を踏まえると、第二次年次推計に用いている工業の計数を前提として、第一次年次推計における生動の利用法の改善を図ることが適當と考えられる。このため、電気照明器具と同様に次期基準改定に向けて推計手法の工夫を図る。

3. インプリケーション

- ・異なる基礎統計間における分類の違いに対し、推計上の工夫で対処することには一定の限界がある。
- ・SNAの観点からは、基礎統計においてもできるだけ包括性、排他性を有する分類、需要別配分先の特定が容易な分類（あるいは需要別配分先により即した分類）が適用されることが望ましい。
- ・今後移行していくSUT体系では、このような視点（生産物分類の整備・適用）がより重要になっていくものと考えられる。

(以上)

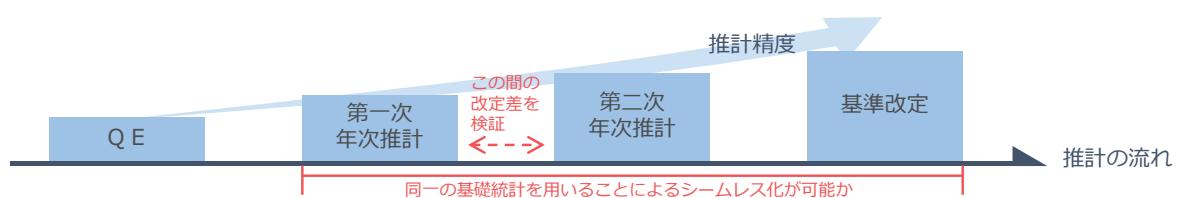
SNA第一次年次推計から第二次年次推計への改定幅縮小に向けた検討 ～食料品関係品目及び鋼船～

令和元年6月14日
統計委員会担当室

※ 事務局において□を加筆

検討経緯と本資料の狙い

- 統計委員会担当室は、第12回国民経済計算体系的整備部会において『食料品関係品目及び鋼船に係る検証』を報告。さらに第13回部会において『SNA第一次年次推計におけるI/O推計手法再現可能性の検証（食料品関係品目及び鋼船）』を報告し、「I/Oの推計手法をSNAの第一次、第二次年次推計において再現することで、改定差縮小を図る」（下のイメージ図参照）ことを提案。
- これを受けて内閣府は検討を進め、第15回国民経済計算体系的整備部会において『第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証について』を報告。概要は後述。
- 本資料は上記内閣府の報告を踏まえ、残された課題及び取組方針を整理するもの。



担当室の整理（イメージ図）

基準改定と年次推計の基礎統計の、各々の伸び率の整合性

図表1：一般的事例

第一年次	第二年次	基準改定
低い	高い	—

* 基準改定の主な基礎データはIO

図表2：例外的事例

第一年次	第二年次	基準改定
高い	低い	—

* IOの主な基礎データが第一次と共通

「鋼船」「清涼飲料」「肉加工品」が該当

図表3：図表2の改善提案

第一年次	第二年次	基準改定
高い	高い	—

* 第二次年の基礎データをIOに揃える

- 基準改定と年次推計の基礎統計の、各々の伸び率の整合性は、第一年次が低く、第二年次が高いのが一般的と考えられる。
- 「鋼船」「清涼飲料」「肉加工品」の3品目の場合、基準改定の基礎となる産業連関表（IO）の主な基礎データが第一年次と共にある一方、第二年次は工業統計に依拠。
- これが、第一年次から第二年次、第二年次から基準改定にかけての改定差拡大に繋がったと考えられる。
- そこで第二次の基礎データをIOに揃えることで改定差の縮小を図ることを内閣府に提案。

✓ なお、販売統計を用いる場合、産業連関表と同様にマージンを剥がす推計処理が必要。②

内閣府の報告（概要）と担当室の整理（⇒）

- 食料品関連品目及び鋼船のうち、かい離が大きい上位品目は「鋼船」「清涼飲料」「肉加工品」「そう菜・すし・弁当」の4品目。
※鋼船の基礎統計は「造船造機械統計」（国土交通省）<事務局加筆>
※清涼飲料水の基礎統計は「清涼飲料水関係統計」（業界統計）<事務局加筆>
- 1. 鋼船、清涼飲料：第一次年次推計と基準改定（産業連関表）の利用統計が同じ。
⇒ 「工業統計を用いている第二次年次推計においても利用統計及び推計手法を揃えること（シームレス化）により改定幅を縮小可能と考えられる。」
- 2. 肉加工品：第二次年次推計は工業統計の細かい品目別データをもとに延長推計しており第一次年次推計もその分類に対応させる必要がある。
産業連関表で用いられる『酒類食品統計年報』の生産額は公表時期が遅すぎ、一方で『酒類食品統計月報』は生産額が掲載していない。
⇒ そもそも工業統計のカバレッジが低いことが課題。
⇒ 「『酒類食品統計月報』（夏頃）に掲載の「上期動向と下期展望」の中で生産額を公表。上記同様シームレス化により改定幅を縮小可能と考えられる。」

I. 改定差上位品目の特徴点（2）：生産活動のカバレッジが十分ではない

参考

- 「清涼飲料水」「肉加工品」「冷凍魚介類」（下図の緑色）について、
生産活動のカバレッジが十分ではない。

第12回部会
資料4-4抜粋

こうした捕捉漏れが生じる背景としては、以下の可能性が考えられる。

- 1) 製造業以外からの委託生産のウエイトが高く、
その分が「工業統計調査」には計上されていない可能性（「清涼飲料水」）
 - 2) 製造業以外の者による製造が行われているため、
工業統計調査と他の調査の対象事業所が異なる可能性（「肉加工品」「冷凍魚介類」）
- 一部品目では、「工業統計調査」と「経済センサス-活動調査」との間で出荷額（対象事業所数）に段差がある。

- 対象品目では、「鋼船」のみが①製造業の生産シェア、②工業統計調査のカバレッジの双方とも高くなっている。2011年の出荷額（生産額）の比較

単位 億円

	基準年推計 産業連関表 合計（a）	第2次年次推計				
		うち 製造業分（b）	製造小売分	農業経営体分	製造業比率 (b) / (a)	工業統計（注） (c)
清涼飲料水	25,830	25,830			100.0	19,615
そつ菜・すし・弁当	21,360	16,622	4,594	144	77.8	16,572
菓子類	30,012	25,096	4,826	90	83.6	29,325
パン類	15,072	12,596	2,454	22	83.6	12,567
肉加工品	8,377	7,875		502	94.0	6,924
冷凍魚介類	10,206	10,206			100.0	8,494
鋼船	21,417	21,417			100.0	21,701
						101.3

（注）2011年は、経済センサス実施年であるため、「経済センサス-活動調査」の製造業分（品目編）の計数である。

4

I. 個別品目の検証（肉加工品）

評価：○ 再現可能。農業経営体生産分の資料（6次産業化総合調査）入手時期が微妙なもの、当該部分の
CTに占める割合は小さく、影響は軽微

参考
第13回部会
資料1-2抜粋

肉加工品の推計に用いる資料

部門名	細分類	資料	用いる項目	公表時期	第一次年次推計への利用	備考	2011年CT (百万円)
肉加工品	ハム、ベーコン、ソーセージ	酒類食品統計年報	生産額	隔年発行	○（月報）	月報は毎月下旬発行。食肉に関しては3ヶ月前までのデータを取得可能。	
	ハンバーグ、焼豚、その他	食肉加工品等流通調査	生産数量	毎年2月末	○	毎年2月末に前年のデータを公表。	787,424
	農業経営体生産分	酒類食品統計年報	単価	隔年発行	○（月報）	月報は毎月下旬発行。食肉に関しては3ヶ月前までのデータを取得可能。	
	6次産業化総合調査		販売金額	7月速報 9月確報	△	平成30年の場合、7月13日速報、9月10日確報で平成28年度について公表。第二次年次推計には利用可能か。	50,240

肉加工品、農業経営体生産分の伸び率



肉加工品と農業経営体生産分の伸び率の傾向は異なるものの、2011年CTに占める農業経営体生産分の割合は約6%と小さく、変動が±10%未満程度の範囲内に収まることから、6次産業化総合調査が期限までに入手できない場合は、該当部分を横置きするなどの対応が可能ではないか。

5

第16回国民経済計算体系的整備部会 議事録

1 日 時 令和元年6月14日（金）9:30～12:15

2 場 所 総務省第二庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

【委 員】

宮川 努（部会長）、中村 洋一（部会長代理）、川崎 茂、北村 行伸、西郷 浩、
関根 敏隆

【臨時委員】

山澤 成康

【専門委員】

菅 幹雄、宮川 幸三、小巻 泰之、斎藤 太郎、新家 義貴

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、日本銀行、東京都

【審議対象の統計所管部局】

内閣府経済社会総合研究所：長谷川総括政策研究官、鈴木企画調査課長、浦沢国民支出課長、木瀧国民生産課長、鮎澤国民経済計算部研究官
経済産業省大臣官房調査統計グループ：吉田統計企画室長、荒川構造統計室長、
間中鉱工業動態統計室長

財務省財務総合政策研究所：巴調査統計部長、藤原調査統計課長、若松電算機専門官
財務省国際局為替市場課：吉田課長ほか

【事務局】

（総務省）

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）室：澤村統計審査官

（内閣府）

経済社会総合研究所：長谷川総括政策研究官、鈴木企画調査課長、
鮎澤国民経済計算部研究官

4 議 事

- (1) 国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討
- (2) 生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況について
- (3) QEの推計精度の確保・向上に関する課題への対応
- (4) その他

5 議事録

…略…

○宮川部会長 どうもありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

それでは、続きまして、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討についてです。前回の部会では生産動態統計の諮問審議が行われる5月16日の産業統計部会に情報提供するため、同統計の対象品目を中心に御審議をいただきました。しかし、その結論については十分な検討が尽くされたとは言えない状況でしたので、内閣府と経済産業省には引き続き御検討いただいて、その結果については部会長である私の方で一旦取りまとめて産業統計部会に報告することにしておりました。このため、本日は、まず前回部会後の検討結果について、内閣府、経済産業省から御報告をいただいた後、私から5月16日の産業統計部会に報告した内容を御紹介いたします。その後、質疑を挟みまして、統計委員会担当室から鋼船、清涼飲料水、肉加工品、総菜・すし・弁当の4品目の分析結果について御報告をいただきます。

それでは、経済産業省、続きまして、内閣府から御説明をお願いいたします。

○吉田経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 経済産業省です。

それでは、資料1-1に基づきまして御説明を差し上げたいと思います。経済産業省生産動態統計と工業統計についてという資料です。

次のページに行っていただいて、まず経緯ですけれども、昨年10月に内閣府から一次推計と二次推計の改定差が大きいものについて暫定分析の結果をいただきました。その後、1月に内閣府がお示しになった暫定品目について、経済産業省から生産動態統計と工業統計の差異の分析を御報告しました。その後、2019年4月に内閣府から、暫定ではなくて最終的な結果の御提示がありまして、その中でも、寄与度が0.020%ポイント以上あり大きいとされた5つの詳細品目が以下で挙げられております。ここで申し上げたいのは、4月の段階で電気照明器具という品目で出して、さらにその下の詳細品目まで内閣府の方でお示しをいただいているということになっております。示された品目は、以下、5つ挙げております。電気照明器具のうち白熱電灯器具、半導体製造装置のうちウェーハプロセス用処理装置、3番目にサービス用機器のうちパチンコ・スロットマシン、4番目に建設・鉱山機械のうち建設用クレーン、それから5番目、民生用エアコンディショナということで、本日はこの5つの詳細な品目について、経済産業省の生産動態統計と工業統計の差異を分析した結果を御報告いたします。

次のページに行っていただいて、前提の確認をさせていただきますけれども、この今挙げました5品目のうち、パチンコ・スロットマシンを除いては、内閣府における推計では、二次年次推計は工業統計を利用し、一次年次推計においては生産動態統計を利用しているという状況です。パチンコ・スロットマシンは生産動態統計調査の値がありませんので、内閣府の方で独自に推計をなさっていると聞いております。そしてこの推計においては、電気照明器具という品目の単位ではなく、その下の、より詳細な階層である、電気照明器具で言えば、例えば白熱電灯器具といった品目ごとに工業統計の出荷額を二次推計でお使

いになられて、一次推計においては生産動態統計の生産額の伸び率を利用して延長推計をしているということになっております。したがって伸び率を使われているということですので、工業統計と生産動態統計の水準の結果の差が小さくとも、伸び率が異なる場合には改定差も大きくなるという特徴があります。内閣府からいろいろ教えていただいて、その点もよく分かったのですけれども、経済産業省側では、内閣府の改定差自身を計算することはできませんので、内閣府から御提示いただいた改定差が大きいとされた品目の工業統計と生産動態統計の結果の違いについて分析をいたしました。

以下、その5品目ごとに御説明を申し上げます。まずは電気照明器具、そのうち白熱電灯器具についてです。電気照明器具全体と、そのうちの白熱電灯器具というふうに、全体とその詳細の品目という順番で御説明を差し上げたいと思います。

まずグラフの左下を見ていただいて、電気照明器具ですけれども、直近では工業統計と生産動態統計の値は比較的近いものになっておりまして、2013年から2014年のところで、生産動態統計で値が増えているというところが見ていただけるかと思いますが、これは2014年に、生産動態統計においてLED器具という品目を新たに追加して調査を開始したことによるものです。これによって2014年以降は、2つの統計の値は、電気照明器具全体として見た場合にはかなり近付いているということです。

その一方で、その中の品目であります白熱電灯器具と生産動態統計の白熱灯器具の出荷額をあらわしたのが右のグラフですが、こちらは電気照明器具の中にとっている工業統計の品目と、生産動態統計の品目が必ずしも一致していないことから、工業統計の白熱電灯器具の値は3,594億円、一方で生産動態統計の白熱灯器具は153億円ということで、数値に大きなかい離がありまして、工業統計には、生産動態統計に入っていない数値が含まれているということになります。しかも内閣府の推計では、これらのそれぞれの伸び率が重要ということですので、工業統計の白熱電灯器具は近年増加傾向にあるのに対して、生産動態統計の方はずっと下降気味ですので、その点がまた更に改定差を生んでいるということが分かりました。

この点を内閣府にお伝えいたしまして、今の内閣府では、一次推計でこのままこの生産動態統計の白熱灯器具を充てるということでは正しく推計ができないということで、推計の工夫を考えたいと検討されていると伺っております。後ほど内閣府からも御説明があると思います。

続きまして、次のページに行っていただきまして、半導体製造装置です。こちらは全体の半導体とフラットパネルディスプレイ製造装置を足し上げた合計としては、例えば工業統計で見ますと1.9兆円規模の市場です。そのうちの改定差が大きいというふうにお示しいただいたウェーハプロセス用処理装置は、直近の2016年の出荷額は、工業統計では9,800億円、生産動態統計では8,723億円となっておりまして、その差は約1,080億円です。この分野は、生産動態統計では毎月事業所の生産額ベースを御報告いただいていて、工業統計は1年に1回の調査ですので、会計年度における事業所の出荷額ベースで記入されているということですので、そういう事業所における御報告のやり方の違いも数値にあらわれている可能性がありまして、この品目は1台当たりの単価も高いため、そういう数値の

処理の違いも結果に大きく影響する可能性があると思います。

また今回、宿題でいただきましたウェーハプロセス用処理装置について、それぞれの統計調査の結果の個票を確認いたしましたところ、調査対象の事業所を補足することで水準差が縮まる可能性があるのではないかということが分かりましたので、この点については今後漏れていた事業所に調査をお願いすることによって水準の差が縮まると考えております。

次のページに行っていただきまして、次はサービス用機器、そのうちパチンコ・スロットマシンについての御説明です。パチンコ・スロットマシンは、先ほど申し上げましたように生産動態統計には調査項目になっていない品目として、工業統計では8,317億円の出荷額となっているものです。パチンコ・スロットマシンは、警察庁で特殊な出玉試験などに基づいた試験を受けて製造されるものとして、通常の製造品目とは異なる特殊な世界でしたので、これまでも生産動態統計では指定していない指定外品目になっておりました。今般、産業統計部会で国民経済計算体系的整備部会からのリクエストを受けまして、以下のように答申では記載されております。

読み上げますけれども、サービス用機器のうち、本調査の対象とはなっていないパチンコ・スロットマシンについて、内閣府における検討・検証の結果、推計による対応が困難と判明した場合、本調査の追加に向けた実査可能性を検討し、可能な限り早期に結論を得ることということですので、こちらとしては内閣府における検討・検証をお待ちするという状況になっております。

次のページに行っていただきまして、建設・鉱山機械、そのうち建設用クレーンについてです。建設・鉱山機械は、全体を見ていただきますと、6割がショベル系掘削機となっておりまして、今回、建設・鉱山機械の中で改定差が大きいとお示しいただいたのは、そのうち1割程度の建設用クレーンとなっておりまして、それ自身は2,304億円となっています。これも個票を見ながら大手の複数社にヒアリングを実施しまして、御協力をいただいて、分かったこととしましては、生産動態統計では毎月の生産量に社内単価を掛けた値を御報告いただいて、工業統計では決算ベースで案分していただいているということで、報告に際しての違いがあるということが分かりました。これ自身は今後もその状況を比較して見ていくということで我々は対応したいと思っております。

次のページに行っていただきまして、最後の民生用エアコンディショナです。こちらの品目は、既に昨年の暫定品目でもお示しいただいていて、今回のように、この中の更に詳細な品目はない品目でしたので、既に情報を御提供できているものかとは思いますが、生産動態統計では、この民生用エアコンディショナについては、エンジン駆動／電気駆動、セパレート型／パッケージ型の別で分類して、さらにセパレート型は冷房能力別に調査しておりますので、かなり詳細に調査をしております。一方で、工業統計におきましては分け方が少々違いまして、民生用電気機械器具製造業に属する品目、すなわち家庭用か、一般産業用機械・装置製造業に属する品目、すなわち業務用かで分類してっております。こちらは10月に御説明した内容です。生産動態統計の冷房能力の大きい、7.1キロワット以上の製品を除いた生産動態統計の値と工業統計の値を比較してみると、水準差は縮まるこ

とも分かっておりまして、そちらも1月にお示ししておるのですけれども、そのような足し引きだけでは簡単にはいかないということが内閣府とのコミュニケーションではもう分かっております。内閣府としては何らかもう少し工夫をされたいということですので、こちらとしては内閣府の方針を聞きながら、可能な協力をていきたいと思っております。

以上です。

○宮川部会長 では内閣府からお願いします。

○鮎澤内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部研究官 内閣府です。

資料1-2を御覧ください。我々からは、SNA推計における5品目のうちの2つ、まず電気照明器具、続きまして民生用エアコンディショナについて御説明いたします。

1の電気照明器具になります。まず前回部会と先月の産業統計部会で御議論いただきましたことを踏まえまして、内閣府でも改めて検討いたしました。その結果ですけれども、前回部会でも議論になりましたLEDに関係する論点です。

これは、まずポツ1つ目ですけれども、2014年に、今、御説明いただいたように生産動態統計からLEDの新たな統計を作成していただきました。電気照明器具全体に、白熱蛍光灯その他というものがありまして、生産動態統計の方は白熱と蛍光灯に利用され、その他は工業統計を利用して作っておりまして、これを踏まえますと2013年以前は、LEDの把握がなかなか難しいこともあって、電気照明器具全体で見た場合に生産額の推計値が過少になる可能性があります。

一方、2014年以降はLEDを品目として新設していただきましたので、これ自体は把握できるのですが、先ほど申し上げたその他の部分、これは工業統計から作っているのですが、ここにLEDが入っていることもありますと、概念上の違いもあるため単純にLEDを追加すれば整合性がとれるとまではならず、ここにも記載しておりますが、推計値は過大になる可能性があります。

したがいまして、現状では第二次年次推計では引き続き工業統計を用いることが適当と考えております。ただし、課題として、一次、二次の改定差の縮小という課題をいただておりますので、ここにつきましては生産動態統計を用いている第一次・第二次年次推計の更なる工夫を内閣府で行いたいと思っております。

次に2番目の民生用エアコンディショナになります。エアコンですが、分類としては業務用というものがありますけれども、ここではさらに民生用を対象にしております。こちらも今、経済産業省からいただいた御説明とこれまでの議論を踏まえまして、主に大出力、7.1キロワット以上、家庭用で言えば23畳以上で基本200ボルトらしいのですけれども、これらの概念を除けば、民生用・家庭用がうまく説明できるのではないかということでしたが、SNAの推計には伸び率を用いていますので、これを検証したところ、芳しい結果が出なかつたということです。それで、これも引き続き内閣府で推計を検討していくと思っていますけれども、まだ調査が進んでおらず、現状で分かっているものとしては、下のポツにありますが、いわゆるセパレート型については生産動態統計が出力別の品目分類で用途と対応していないところがあるようです。ただ、小規模、4.1キロワット以下になりますけれども、これらについては民生用のシェアが比較的大きいのではないかということ

とまでは現状考えられますので、これから調査も続けまして、更なる改定差の縮小を図っていきたいと思います。

裏になりますけれども、今申し上げましたように、この2品目につきましては現状、第二次年次推計で用いている工業を前提とした上で、第一次年次推計の生産動態統計の利用法の改善を図ってまいります。繰り返しになりますけれども、内閣府で推計手法の工夫を図ってまいります。

これら2品目を我々で分析したインプリケーションが最後になりますけれども、やはり違う統計ですので、目的や概念が異なっています。このため推計の工夫だけでやるのはなかなか簡単ではないことを御理解していただきまして、SNAといたしましては、やはり基礎統計においてもできるだけ全体を捉えた包括性、あとは二重計上、重複を避けられるような排他性を有するような分類が望ましいと考えています。したがいまして、今後SUT体系に移行していくでしょうから、この際に用いられるであろう生産物分類をできるだけ基礎統計の方でも生かしていくことが重要なのだろうと思っております。

簡単ですが、私からの説明は以上になります。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今、経済産業省、それから内閣府から御説明が既にありましたが、こうした御検討に基づいて、私が5月16日の産業統計部会に報告した内容について、改めて御紹介しておきたいと思います。席上配布資料の「生産動態統計関係の5品目の検討結果について（報告）」を御覧ください。

読み上げますと、4月12日に行われた第92回産業統計部会では、第15回国民経済計算体系的整備部会で取り上げた経済産業省生産動態統計に関する課題について情報共有をしてまいりました。その後、内閣府と経済産業省の協力を得て検討を進め、結論を出しましたので共有いたします。

1. 概要ですが、参考2は添付しておりませんが、今、御説明しました検討対象品目について第15回国民経済計算体系的整備部会において検討を行いました。その結果、国民経済計算の家計消費と総固定資本形成について、第一次年次推計から第二次年次推計における改定差がそれぞれ大きい上位5品目のうち一定の基準で絞り込むと、鋼船、電気照明器具、半導体製造装置、サービス用機器、民生用エアコンディショナ、建設・鉱山機械の6品目が残ります。このうち経済産業省生産動態統計の対象外である鋼船を除く5品目について、前回、これは5月16日の前の産業統計部会の終了後に検討を進めて、5品目における今後の取組の方向性について結論を出しました。

具体的には、5品目は、次の3つの類型に分けております。内閣府が第一次及び第二次年次推計の改善に向けて具体的に検討を進めることにより対応するもの、経済産業省が生産動態統計及び工業統計を改善することにより対応するもの、生産動態統計への品目追加に向けた実査可能性の検討を提案するものということです。3つ目の品目追加、サービス用機器については、まず内閣府が推計により対応する可能性を検討・検証して、それが困難との結論が得られた場合に、次の段階で経済産業省に品目追加に向けた検討をしていただくということになっております。

先ほどもありましたように、まず、内閣府が第一次及び第二次年次推計の改善に向けて具体的に検討を進めることにより対応するものは、今、内閣府からも御説明がありました電気照明器具と民生用エアコンディショナの2品目です。これらの品目は、国民経済計算の基準年推計で用いている産業連関表では、生産動態統計または生産動態統計と工業統計の組合せで推計されております。第一次年次推計は生産動態統計、第二次年次推計は工業統計を基礎統計として利用しております。このため大まかな整理といたしましては、第二次年次推計の基礎統計を産業連関表にそろえれば第二次年次推計からの基準改定のシームレス化が実現して、第一次と第二次年次推計のかい離が縮小するほか、第二次年次推計も基準改定に近付くという意味で精度向上が考えられるということです。ただ、実態としては、先ほども説明がありましたように、生産動態統計と工業統計には品目分類に相違がある中、生産動態統計、工業統計、産業連関表は、それぞれ捉える範囲が異なっており、実際にはそれほど簡単ではありません。そこで次のとおり内閣府において、第一次及び第二次年次推計の改善に向けて具体的に検討を進めるということにして、経済産業省の生産動態統計に対しての品目追加の要望は見送るということになりました。

また電気照明器具ですけれども、品目定義の不一致、例えばLED器具ですが、その取扱いを推計により補正する方法を検討します。なお中期的には生産物分類の整備を通じて経済産業省生産動態統計、工業統計、産業連関表の品目分類の整合性を高め、第一次年次推計から基準改定までのシームレス化を実現する方向性を指向したいと思っております。

次に、民生用エアコンディショナですが、こちらは電気照明器具に比べると検討の進み方はやや浅く、品目定義の不一致に加え、計上時点のずれなど要因を更に解析する必要があります。こうした検証を踏まえて補正方法を検討いたします。

これら2品目に関して、第一次年次推計と第二次年次推計との改定差を埋めていく作業については、今回の部会で、ますどのようなスケジュールで検討を進めていくかを固めた後、その後の検討状況に関しても適切に審議していきたいと考えております。その検討の第1段階が、先ほど国民経済計算部から御報告があったものです。

3番目の経済産業省が生産動態統計及び工業統計を改善することにより対応する品目につきましては、この場合は生産動態統計と工業統計の品目定義は一致しているので、むしろかい離の原因が実査上にあるのではないかということが考えられる品目です。まず半導体製造装置ですが、調査の結果、かい離の原因となっているのは、対象事業所の相違が主な原因ではないかということでした。これを踏まえて経済産業省において、今年度中にかい離を縮小する作業、生産動態統計と工業統計の調査対象事業所のリンクエージ確認を実施する計画とのことで、今後の改善が期待されます。

次に、建設・鉱山機械です。こちらに関しては現在、経済産業省において、先ほどもお話をありましたように、個票ベースで回答内容を確認して、また少し進んだ御回答をいただいておりますが、御確認をいただいて、本日の国民経済計算体系的整備部会で第一次的な結果を御報告いただいております。

これら2品目に関しては、工業統計と生産動態統計の品目定義は一致しておりますので、その変更や追加は不要と考えられます。いずれも経済産業省で実査上の課題を解決するこ

とでかい離が解消されていくということを期待しております。

最後の4. 生産動態統計の品目追加に向けた実査可能性を検討する品目ですが、これは具体的にはサービス用機器です。この品目のかい離の原因は、その内訳のパチンコ・スロットマシンであるということは確認しております。パチンコ・スロットマシンは工業統計の対象とはなっておりませんが、生産動態統計の対象とはなっておりません。これは先ほど経済産業省からも御報告があったことです。そこで関係行政機関において生産動向を把握していないかを確認しました。この結果、警察庁において既存の台数、つまりストックに係るデータを把握していることが分かりましたが、その生産額、つまりフローに関するデータの把握が確認できません。

これは後で御報告もいただくのですが、パチンコ・スロットマシンの月次の生産動向を把握するために、生産動態統計における品目追加の検討を要望するということを前回の産業統計部会では行いました。ただ、実際に品目追加ということになりますと、調査実施者、報告者双方の負担が増えることになりますので、内閣府に対して推計により対応する余地はないか、早急に検討を要請いたしました。しかしながら、5月16日の時点では、精度の高い推計はなかなか難しそうだという感触を得ました。内閣府には更に検討をいただきたい、後で御報告もいただくのですが、最終的にそれは困難と判明した場合には、生産動態統計におけるパチンコ・スロットマシンの品目追加に向けて具体的な検討をお願いしたいと思います。

仮に月次で生産動向を把握する生産動態統計で、このパチンコ・スロットマシンの動向が把握できるとなれば、将来的にはQEでの活用も考えられます。またパチンコ・スロットマシンは、出荷額が漸減傾向にあるとはいえ、現在でも8,000億円以上の出荷額がありますし、将来的には統合型リゾート（IR）の誕生により増加に転ずることも十分考えられます。こうしたことから、私としては、国民経済計算体系的整備部会長の立場を離れて1人の学者としての意見として、パチンコ・スロットマシンの生産動向を月次で把握できるということは、単にSNAの基礎資料の充実にとどまらず、経済統計の体系的な整備という視点からも非常に有意義ではないかと考えてきました。

繰り返しになりますが、結論としては、生産動態統計の調査対象品目に、パチンコ・スロットマシンの追加に向けた実査可能性の検討をお願いしていただくよう5月16日の産業統計部会で提案をいたしました。以下は部会の審議にお任せするということです。

本日、部会でいろいろと追加的な説明もありましたので、それも考慮しまして産業統計部会の私からの報告を御説明いたしました。

今お伝えしましたように、パチンコ・スロットマシンについては内閣府における検討・検証の結果、推計における対応が困難と判明した場合、経済産業省生産動態統計調査の調査対象品目に追加する実査可能性を検討していただくというふうになっております。このため内閣府には、さらに5月16日以降もパチンコ・スロットマシンについて推計による対応が可能かどうかとの具体的な検証を進めて、本日、結果を報告するように指示しております。

それでは、内閣府から改めて説明をお願いいたします。

○鮎澤内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部研究官 内閣府です。

資料1－3を御覧ください。サービス用機器（パチンコ・スロットマシン）に関する年次推計の検討です。

最初の経緯につきましては、今、宮川部会長から御説明、御発言いただきましたので、私どもは2番目の推計方法から説明いたします。こちらにつきましても宮川部会長から御示唆をいただいたところです。これを踏まえまして、直近5年について、我々で試算をいたしました。

(1)になりますが、まずパチンコ・スロットの1台当たり単価を公表資料、これはパチンコ・スロットメーカーのホームページ等から確認したもので導出しております。基準年をまず求めるため、2015年を試算しました。こちらにつきましては、5社は事業年度でやっていますものを暦年換算し、その結果、パチンコは約35万8,000円、スロットは44万円程度になっております。

(2)になります。上記で求めました基準年の単価をC G P Iで延長することによって、各年の価格、1台当たりの価格を求めます。

(3)ですが、警察庁からいただいた遊戯機器等設置数、パチンコ・スロットの設置台数の統計がありますので、これに(1)(2)で求めました1台当たりの単価を掛けまして、金額ベースのストックを推計しております。この結果を2015年で見ますと、パチンコについて約1兆円、スロットについては約7,000億円の金額となっております。

(4)ですが、こうして求められたストックと、フローである工業統計の差分から減耗率を算出しております。この結果になりますが、非常に回転率の早い産業として、2015年以前は60%台でした。ただ、直近2016年になりますと、40%台半ばから前半に低下しております。さらには上方にありますけれども、減耗率とストックを用いまして、間接的にフローを求めております。減耗率は基準年である2015年の60%を用いています。

その結果が裏の3ポツになります。真ん中のグラフをご覧ください。ベンチマークとなる工業統計は黒の折れ線になります。一方、今回試算したものは赤線の折れ線になっておりまして、試算値としては動きが異なるところもあるかなと思われます。

なぜこのようになったかということを次の(2)で考えてみたのですけれども、以下、①から⑤の論点が考えられます。まず最初ですけれども、工業統計はパチンコ・スロットマシンを1つの品目として扱っております。ストックを見ましても、パチンコは減少傾向にあるのですが、スロットの方は緩やかとはいえ増加傾向になっているということもありますし、そもそもしてこれらを別々の品目として推計することが望ましいのですが、現状では1つの品目として扱われています。そのため分析・推計の際には、これらのパチンコとスロットを何らかの情報で分割する必要があるのですけれども、これについては設置台数のストックしかなかったためできませんでした。同じようなことは価格情報にもありますし、C G P Iの娯楽機器にはパチンコ・スロット以外にも他の品目も含まれているため、適切なフローの情報を用いることができないことと、5社について我々の方でホームページ等に基づいて求めた推計値と本質的に動きが異なるものになってしまうという問題があります。その上、今申し上げたとおり、協力を得られたメーカーが5社しかない上に、

台数を1台1台ではなくて、メーカーによっては100台単位で丸めているケースもあるので、どうしても推計が甘くなってしまいます。最後は、もうこれは既存の統計というよりは業界の話ですけれども、そもそも業界自体の変動が激しいので、減耗率についてもなかなか安定したパラメーターが得られにくいのではないかというような論点があります。

したがいまして、現状、内閣府としては推計してみたのですけれども、今申し上げたような論点が解決しないと正確な推計は難しいと思われるため、もう少し何か工夫はできなかいかということを考えていきたいと思っております。

簡単ですが以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの御説明について御意見、御質問がありましたらお願ひいたします。
どうぞ。

○宮川専門委員 詳細な御説明ありがとうございました。

これだけ細かく分析していただけすると大分問題がクリアになってきたという印象でして、経済産業省で出していただいた資料1-1の電気照明器具のところを拝見すると、品目のカバレッジの違いは印象的です。当然と言えば当然ですけれども、工業統計は網羅性があるのでしょうか、生産動態統計は目的も違うということで、これだけの違いが生じている。さらにLEDが調査品目から落ちていた。こういう新しい商品が出てきて、そしてそれが急激に成長するようなときに、それを生産動態統計が品目として取り入れるのが多少遅れるというような現象はほかの分野でも十分考えられることだとは思います。そういう意味で、IOが例えば生産動態統計を使っているからといって、第一次年次推計、第二次年次推計で全部、生産動態統計を使えばいいというような話は、やはりちょっと危険なのではないかなというのが私が思うところですし、工業統計を抑えとして第二次年次推計で使っておくということは非常に重要なのではないかという印象を受けました。

その意味で、短期的な応急措置として内閣府が書かれていたように、第一次年次推計は生産動態統計を使わざるを得ないので仕方がないが、ただ、それを所与とした上で推計方法の工夫をして第二次年次推計では工業統計を用いるというような対応方針は、基本的にはそうするしかないのでしょうかから賛成の立場です。ただ、やはりそういった複雑なことを品目ごとにどんどんやっていくと、当然推計の時間もかかってしまいますし、時間がかかるだけならよいのですけれども、ミスを誘発する原因にもなりかねないという意味で言うと、やはり長期的には根本的な原因をしっかり考えていくということを是非ここでも強調していただくといいと思います。そうなってくると何が問題なのという話になりますが、やはりIOで生産動態統計を使っていることについて再度検討する必要があるのではないかと思います。これは例えばIOがSUTに変わっていけば問題が解決するという話ではなくて、SUTにしようとなんだろうと、やはりどの統計を使ってどういった生産額を作っていくかということは非常に重要なことなので、その点をまずはっきりさせた上で、第一次、第二次年次推計の整合的な作り方を検討していくということが重要だらうと思います。さらにそのときに問題になるのは、最後のところで出ていた民生用エアコンディショナの話とも関係しますが、当然と言えば当然ですけれども、生産動態統計と工業統計で全

く品目の概念が違うということです。片や機能で、片や用途や目的で分類している。想定されている統計の使われ方に違いがある以上、やはりこれを接続しようということ自体がそもそも難しいという話はあると思います。この点については内閣府のペーパーにも記載してありましたけれども、生産物分類をしっかりと作っていくことが重要だと思います。また今回から、今年度から製造業の生産物分類の検討も始まるという話になっていると思いますので、そこでしっかりと分類を作ることは当然されるのだと思うのですが、部会長の取りまとめでも整合性を高めることが必要とありましたが、これは私もそのとおりだと思います。一方で、生産動態統計はやはり単純にSNAのためにやっているというよりは別の政策目的もあって、品目を選んでやられているところなので、果たしてどこまでそれを導入できるのかというのは、これは経済産業省の中で考えらえることなのかも知れないですが、難しい部分もあると。ただ、やはり、どうしても最低限コンバートはできるぐらいの、まさにそれを整合性とおっしゃっていたのかもしれません、そういうふうなところは是非考慮した上で、生産物分類できたときには工業統計と生産動態統計での整合性を考慮した上でどこまで導入するかということを考えていただけたとよいと思いました。

以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

ほかに。

中村部会長代理。

○中村部会長代理 今、生産物分類の話が出ましたが、財についてはかなり時間をかけてやるということになっているわけですけれども、もし、これが可能であれば、ここで問題になっているような種類の財について、前倒しでなるべく早く整理をして、全体がそろうのを待つことがなく、何か部分的でも利用できるようになる、そういうことが実現できればいいのかなと思っておりまして、生産物分類策定研究会の宮川座長には是非その辺りを御配慮いただきたいと思います。

それからもう一点、パチンコ・スロットマシンについてよろしいでしょうか。

○宮川部会長 はい。

○中村部会長代理 今日このペーパーで気付いたのですけれども、(2)と(3)のステップで、要するに単価をCGPIで伸ばしておいて、それを台数に掛けてストックを出すということですから、結局、名目のストックを出していることになるわけです。そこから減耗率を逆算するということは、これはPIM(perpetual inventory method)を逆算して減耗率を出すということだと思うのですけれども、PIMは実質で計算するのが基本ですので、やや手順が違うのではないかという気がいたします。こうやって計算すると、holding gain or lossが減耗率に入ってしまう気がいたします。ただ、それに加えて非常に問題が多い。パチンコ・スロットマシンが2つに分かれていないと、価格も1まとめにした系列しかないとか、そういう非常に大きな問題があると思いますので、いずれにしても結論は変わらないと思います。結論はこれでよろしいのだと思いますけれども、ただ、対外的に説明をする際に、そういう問題を指摘されるのもつまませんので、その辺りをお考えいただけたらと思います。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

ほかに何か御意見はありますか。

菅専門委員。

○菅専門委員 やはり違和感があるのは、そもそも生産動態統計調査は、鉱工業生産指数のために設計されているという性格が強いということです。どちらかというと、それがメインに設計されています。ですから鉱工業生産指数としての精度もまたやはり重要なわけです。多目的に使おうとすると、当然どっちつかずになってしまふので、まず主目的は一体何なのかを明確にするべきだと思います。複数の目的を同時に達成しようとすると、そのときに例えば分類はどう考えるべきか、単位をどう考えるべきかといった、かなり複雑な問題が出てきます。今回の場合で言うと生産動態統計調査をSNAに使うときに、同時に鉱工業生産指数の方も考えなくてはいけない。二つの統計を両にらみでやらないといけないわけです。SNAの精度を上げるために改定していけば、当然そちらにも影響が来るわけです。両方ともよくなるかもしれない。ただ、両にらみで見なくてはいけないという議論をどこかでしておかないと、本来目的としている設計とは齟齬が生じてしまうのではないかと、思った次第です。以前から、鉱工業生産指数での利用を重視するのでしたら、そちらに特化する方がいいような感じもしています。それはコメントだけです。

○宮川部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ありますでしょうか。

山澤臨時委員。

○山澤臨時委員 LEDについては、用途別の分類を白熱灯、蛍光灯、その他に分ければ、生産動態統計、工業統計の金額ベースでの整合性もとれるのではないか。一方、エアコンディショナの方は、分類の根本的な思想が違う。生産動態統計において家庭用と業務用に分けられれば、それで済む問題とも言えるが、それができるのかどうかについて議論した方がいいのではないか。

○宮川部会長 ありがとうございます。

今の山澤臨時委員の御質問について、何か経済産業省からお答えできることはありますか。

○吉田経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 山澤臨時委員に御指摘いただいた点につきましては、例えば民生用エアコンの出力別に産業用、民生用と分けてとらえるために、大きな家に設置されるようなサイズのエアコンを、出荷時点で民生用か、産業用かを分けて調査票に記入してくださいと事業者にお願いすることになってしまいます。実査可能性を考えると、恐らく大変厳しいことになってしまうと思います。生産物分類を整理した上で、両方比較しやすいように、またIOにも使えるようにという大きな方向性については私たちも同意していますし、その議論に貢献していきたいと思っているのですけれども、現実といたしましては、細かく見ようと思えば思うほど、記入者にとても御迷惑がかかってしまうにも関わらず、結局先ほど半導体製造装置のところでも御説明いたしましたが、事業者の方で全体の数字から案分をして内訳を回答していただいている場合、より細かく案分するということになってしまったため、詳細な品目で見ても合わないという

ことが発生するということが現場では起きております。数値としてとりたいものと実際に数値としてとれるものの間で、ギャップが出てきているのが実態ですので、その厳しい現状を御理解いただければと思います。それを踏まえた上で今後の様々な議論に私たちも貢献していきたいと思います。

○宮川部会長 ほかに何か御意見ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次のようにまとめたいと思います。パチンコ・スロットマシンはまだ課題が残っておりますので、もちろん全ては課題なのですけれども、ここでは分けてまとめたいと思います。パチンコ・スロットマシン以外の4つの品目については、一部は内閣府で推計の工夫を検討していただき、一部は経済産業省で品目分類等に問題がないにも関わらず違いが生じている点について確認をしていただく、という方向性に変わりはないかと思います。ただ、委員の皆様からの御意見は、長期的な課題についての御意見であったと認識しております。基本的には生産動態統計も工業統計も、それぞれ目的の違うところから統計の体系が作られているということもあって、一挙に調整するということはなかなか難しいので、長期的に品目分類等を合わせていって、その基礎に両統計を乗せていくような作業が必要ですし、その延長線上にまた産業連関表も位置付けていくべきだという御意見であったかと思います。

これについては、内閣府からの報告もありましたし、今、品目分類等もSUTの関係で進んでもいることですので、その流れに沿って、かつ中村部会長代理からのお話にもあったように、課題になっているところは早期に調整できるような形で進めていくという、やや長期的な課題としてのまとめにさせていただきたいと思います。

一方、パチンコ・スロットマシンですが、内閣府から具体的な推計方法の提示がありました。ただ、あまり結果は良好ではなく、また推計方法自体についても、もう少し慎重に推計方法自体を工夫した方がいいのではないかという御意見もあったと思います。そういう意味では、パチンコ・スロットマシンの推計については、これでいいというような形で結論をすることは難しいと思います。関係府省に行政記録等の活用など、更なる工夫の余地がないのか検討していただき、その上で、私が産業統計部会で報告したような方向性を持っていけるかどうか、引き続き御検討をお願いしたいと考えております。

こういうまとめ方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

続いて、これは統計委員会担当室から、第一次年次推計と第二次年次推計の改定差について分析を行ってまいりました鋼船、清涼飲料水、肉加工品、総菜・すし・弁当の4品目の分析結果について御報告をいただきます。よろしくお願ひします。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 それでは、資料1-4を御覧ください。まず本日、御報告するポイントですが、次の2点ということになります。第1に、鋼船、清涼飲料水、肉加工品に関しては、第二次年次推計の基礎統計を見直すことで対応が可能なのではないか。第2に、総菜・すし・弁当に関しては、更なる検討が必要というものと

なります。以下、この2点となりますが、資料に沿って御説明いたします。

1ページ目を御覧ください。これまでの検討経緯と本資料の狙いです。そもそもこの課題の目的は、下の図表にもありますとおり、第一次年次推計と第二次年次推計の改定差を縮小することにあります。この課題の解決策として、鋼船、清涼飲料水、肉加工品の3品目に関して、上段の中ほど、赤字で表記しておりますが、最も精度が高いと考えられます産業連関表（I O）の推計手法を第一次年次推計、第二次年次推計において再現することで改定差縮小を図ると提案いたしました。この提案が実現すれば、いわゆるシームレス化が図られますので、下の図表の赤字、第一次と第二次の年次推計の改定差だけではなく、右側にあります第二次年次推計と産業連関表に基づく基準改定との改定差も縮小することが期待されます。

この点をもう少し具体的に御説明いたします。2ページ目を御覧ください。基準年と年次推計の基礎統計の各々の伸び率の整合性に関して、概念的な関係をイメージで示したもので、図表1にあります一般的な事例では、基準改定の基礎資料、つまり産業連関表となりますと、との関係では、第一次が低く、第二次が高くなるというのが一般的と考えられます。例えば、第一次が生産動態統計、第二次が工業統計、そして産業連関表、基準改定が経済センサスというものが典型例と考えられます。

一方、図表2にあります例外的事例ですが、こちらでは第一次が高く、第二次が低くなっています。具体的には鋼船、清涼飲料水、肉加工品がこれに当たりますが、第一次年次推計と産業連関表の主な基礎統計が共通であり、第二次だけが工業統計を用いているものとなります。この結果、第一次と第二次、そして第二次から基準改定にかけての改定差拡大につながったものと考えられます。そこで、この3品目に関して、青字の図表3にありますとおり、第二次の基礎統計を産業連関表にそろえることで改定差の縮小を図るという提案をいたしました。

この提案に対しまして、前回の部会において内閣府から御報告がありましたので、本資料はそれを踏まえて、残された課題とその取組方針を整理したものとなっております。3ページ目を御覧ください。赤字部分が前回部会における内閣府からの報告の概要となります。そして、これに対する担当者の整理が矢印にある青字部分です。鋼船、清涼飲料水に関しては、第一次年次推計と産業連関表の利用統計が同じであることが内閣府においても確認されております。このためシームレス化により第一次年次推定から基準改定までの改定幅縮小が可能と考えられます。

次に、肉加工品ですが、こちらに関しましては内閣府より、酒類食品統計月報の方ですが、月報では生産額が掲載されていない、したがって利用できないといった報告がありました。この点に関しまして、統計委員会担当室で改めて確認いたしましたところ、通常の月報、毎月の月報には確かに生産額が掲載されておりませんが、夏ごろの月報に掲載されるレポートの中で生産額が掲載されていることが分かりました。したがいまして、肉加工品に関しましてもシームレス化が可能となります。

4ページ目です。こちらは赤枠で中に薄く色を付けておりますが、過去の部会資料からの抜粋です。先ほどの3品目に係る第二次年次推計では工業統計が用いられております。

もっとも工業統計の定義による問題なのですが、例えば清涼飲料水では、委託生産が計上されません。例えばプライベートブランドによる委託生産が計上されていないといった問題があり得ます。それから肉加工品などでは、製造業者以外のもの、例えば卸売業者が生産している部分は、当然定義により計上されておりません。このような問題が生じている可能性がありますということを指摘したものです。このページは第二次年次推計の基礎統計を工業統計、こうした課題を、定義による課題を抱えている工業統計からそれ以外のものに切り替えることを指示する、いわば補強材料として改めてここで御紹介したものです。

次の5ページは、時間の都合から省略させていただきます。

6ページを御覧ください。総菜・すし・弁当についてです。1行目にはありますとおり、総菜・すし・弁当に関しては、製造小売の減少が影響している可能性があります。

ページを1枚おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。2011年を100として第二次年次推計で用いられている工業統計、生産側の統計ですが、工業統計、それから業界の販売統計でありますそう菜白書、そして需要側統計に当たります家計調査を指数化したものです。小売店が売った分を集計した販売統計と、家計が買った分を集計した需要側統計はおおむね一致しているのに対して、工場で作った分を集計した工業統計は大きく伸びていることが分かります。これは、その裏側で、工業統計の対象外となっている製造小売、つまり店舗で製造し、その場で売っているような製造小売が減少していることを示唆しているものと考えられます。

言い換えますと、6ページにお戻りいただきまして、2つ目の黒丸ですが、第二次年次推計が過大となっている可能性があります。もちろん現段階では、製造小売がどの程度減少しているか確認できているわけではありません。したがいまして、最後の四角となりますが、産業連関表の公表を待ちまして、製造小売の状況を確認した上で、今後の取組方針を改めて整理していきたいと考えております。

以上、改めてまとめますと、鋼船、清涼飲料水、肉加工品に関しては、第二次年次推計の基礎統計を見直すことで対応が可能なのではないか。一方、総菜・すし・弁当に関しては、更なる検討が必要であるとの結論となります。

私からの報告は以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

宮川専門委員。

○宮川専門委員 御説明ありがとうございました。

3点ほどあるのですが、1つ心配なのは、2ページの一番下のところに「なお、販売統計を用いる場合、産業連関表と同様にマージンを剥がす推計処理が必要」ということが記載されていて、これはそのとおりなのだと思うのですが、これは、工業統計でも生産動態統計でもない、業界統計のような統計のことだと思うのですが、そういう統計は本当に基礎データとして信頼できるのか。例えば、生産者価格と購入者価格とか、あるいは卸売り

の段階の価格なのか、小売の価格なのかとか、いろいろなところで価格評価できると思うのですが、そういったことが本当に統一されているかとか、あるいは例えば輸入品が紛れ込んでしまっていることはないのかとか、いろいろそういうことが懸念されます。実は公的統計でも輸入品が紛れ込んでいるといったことはあるかもしれません、公的統計では価格評価の仕方や調査対象などが一応定義されているのに対して、公的統計でない統計はそういうことをはっきり本当に考えているのだろうかというのが不安です。さらに、マージン率を剥ぐとここに記載してあるのですが、それ自体はものすごく難しい作業だと思います。マージン率が少し変わっただけで推計された生産額が大きく変わってしまいます。ですから、その辺りのことがすばらしくきちんとしている統計であればいいと思うのですが、こういうものがあるから使えばいいというものではないというところは、ちょっと気になっている点です。

それから4ページ目のところで、清涼飲料水のお話で、委託生産のウェイトが高いので工業統計には計上されていないとあったのですが、これは出荷額には計上されていないということであって、加工賃収入には入っている可能性があるのではないかと思います。加工賃収入が入っているケースとしては、例えば産業連関表ですと、繊維製品についてだけは、加工賃収入を生産額の概念に膨らまして足すということをやっています。商社が製造業に委託をしているというケースが多いからということで昔からこうした対応がされてい
ると記憶しています。この賃加工の話は随分前から議論されている話で、同じようなケー
スは、別に繊維製品だけではなくてほかの部門にもあるのではないかということはずっと
言われてきたわけですが、それが現状ではなされていないのだと思います。そういう意味
で言うと、実は清涼飲料水についても、カバレッジが少ないというようなことよりは、むしろ賃加工のことをどう扱うかという問題を解決することである程度クリアできるかもし
れない問題ですし、既に繊維製品ではそういうことが行われているのではないかということです。 SNAの繊維製品をどうやって推計しているかは分からないのですが、今申し上げたような事もあるので、カバレッジの問題があるということで片付けていいのかなと思うところはあります。

あとはそう菜・すし・弁当の製造小売という話が出てきていたのですが、これは持ち帰り飲食とはどう区別されているのでしょうか。例えば、すしの製造小売というのはすし屋で作ったものを持ち帰るということですが、それは公的統計ではどのように捕捉されているのでしょうか。確かに菓子、パンについては、製造小売が商業統計で調査されていて、商業統計の製造小売の中の製造分だけは後でくっ付けるというようなことをやっています。一方、小売の分だけは商業にするということをやっているわけですが、すしやそういった類の品目はどういう扱いになっているのか。すし屋の持ち帰りのような活動は商業なのか、製造小売であって製造分と小売分に分けるという話なのか、それともむしろ持ち帰り飲食としてそちらに入れるべきものなのかといった辺りについて、どう考えるのが正確なのかお伺いしたい。

以上です。3点ほどありましたが。

○宮川部会長 では、お願いします。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 1点目のマージンの件は大変重要な御指摘だと考えています。これを私どもは提案いたしまして、これから第二次年次推計を見直せるかどうかということを内閣府に御検討いただくわけですが、IOの作成方法でどういうふうにまずやっているのかということを確認し、それを年次で再現できるかといったところを確認していく必要があると考えております。

それから清涼飲料水のところはおっしゃるとおりですが、事実として、工業統計の現状を御紹介したというのが今回の趣旨でありまして、工業統計の活用方法をそのような形で拡充することで、より実態をあらわしたものに近付けていくことができないか、あるいはその部分を使って推計できないかというのはまた別の論点としてあると考えております。

それから3点目のすしは大変難しい問題で、これは恐らく真実は、公的統計でも産業連関表においても捉えられていないと個人的には考えております。業界の方とお話しして最も印象的だったお話を御紹介いたしますと、とんかつ屋さんが店頭で売っている、持ち帰りされるとんかつ弁当は「すし、弁当」に分類されますが、カツサンドは「調理パン、サンドイッチ」に分類されます。それを経済センサスの調査対象に選ばれたからといって、区別して書けるかということを考えますと、実際には書けないということになります。これから数字とともに（精度が最も高いと考えられる）IOの作成方法を具体的に確認して、取組方針を立てたいと思っておりますが、その中で、私どもとしては、現状、IOがベストと思っているやり方をどこまで再現できるのか—IOが本当に真の姿を捉えているかどうかは分かりません、とんかつ弁当とカツサンドを分けておられるかどうか分かりませんが—現状のIOのやり方をどこまで再現できるかということについて、まず取組方針を整理したいと考えているという次第です。

○宮川専門委員 まさに先ほどの話と同じになってしまいますが、最初の点も、IOで使っているものを使うという対応方針は、例えば基準改定前までの短期的な応急措置としてということであれば分かるのですが、そもそもIOの推計方法が今までいいのかという点に目をつぶって応急措置だけをしていても、結局常に同じ問題が繰り返されるのではないかということが私の申し上げたかったことです。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 私も宮川専門委員がおっしゃることは、そのとおりだと思っておりますが、一方で、課題の整理として、IOをどうすべきかということに関しては、IO作成体制の中で検討していくことが適切だと思っております。国民経済計算体系的整備部会として問題提起をしていくことの重要性は感じておりますが、IOの作成方法についてこの場で踏み込むのはなかなか難しいと思いますので、IOをまずは検討して、御指摘いただいたような問題意識はIOの作成会議に問題提起していくという形で問題を切り分けて整理したかったということです。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 3点目を補足させていただいてよろしいでしょうか。

○宮川部会長 はい。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 宮川専門委員の3点目のご質問ですが、持ち帰りお寿しのような事業所について実査上どうしているかというと、商品

(お寿し)が店頭に置いてあるので、小売業と思われるかもしれません、お昼や夕方には沢山の購入客がいるので、購入客の待ち時間を少なくするために、事前に作りおきにしていると仮定しています。

購入客は、作り置きのお寿しだけでなく、注文すれば、持ち帰りお寿しを購入できます。つまり、注文をして購入できる場合は飲食サービスに分類しています。全て作りおきにしている場合は小売業です。

以上、補足までです。

○宮川部会長 ほかに御質問ありませんか。

よろしいですか。

それでは、統計委員会担当室から、今の鋼船、清涼飲料水、肉加工品、総菜・すし・弁当の4品目についての説明、今後の方向性については特に御異論がないのではないかと思います。先ほどお話があったように、当然基礎統計を全てI.Oに合わせていいかどうかという問題は前にも御指摘があり、かなり長期的・根本的な問題としてはもちろん残っていますし、今後シームレスなS.N.Aを作っていく中で、再度議論していかなければいけない重要な問題だとは思っておりますが、ここで御説明があったそう菜・すし・弁当については、引き続き統計委員会担当室が中心になって検討を進めていき、それ以外の3品目については、推計も含めて今回の報告を踏まえた対応が可能かどうかを検証していただきたいというように考えておりますが、こういう方向性でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールですが、内閣府では今年12月公表の年次推計に向けて既に基礎的な作業に入っておられるとのことです。また来年は基準改定を予定していると聞いております。そこで本件につきましては、基準改定時に実施する様々な改善の一環として位置付けて、来年12月の年次推計における実装を目指してもらってはどうかと考えております。このため内閣府と経済産業省、統計委員会担当室には、年次推計への反映に向けた検討・対応状況を今年度内にもう一、二回御報告いただくという予定でお願いをしたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

それでは、内閣府、経済産業省、統計委員会担当室は、このスケジュール感に沿って御対応いただくようにお願いをいたします。

…略…

1 日 時 令和2年11月19日（木）9:59～12:07

2 場 所 総務省第二庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

【委 員】

宮川 努（部会長）、中村 洋一（部会長代理）、川崎 茂、白塚 重典

【臨時委員】

菅 幹雄、山澤 成康

【専門委員】

小巻 泰之、斎藤 太郎、滝澤 美帆、宮川 幸三

【審議協力者】

総務省、厚生労働省、経済産業省、日本銀行

【審議対象の統計所管部局】

内閣府経済社会総合研究所：長谷川総括政策研究官、谷本国民経済計算部長、

尾崎企画調査課長

総務省政策統括官（統計基準担当）：植松統計審査官、山岸調査官

【事務局】

（総務省）

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

（内閣府）

経済社会総合研究所：長谷川総括政策研究官、谷本国民経済計算部長、

尾崎企画調査課長

4 議 事

（1）国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討

（2）家計最終消費支出、民間固定資本形成に係る統合比率の再推計結果

（3）平成27年（2015年）産業連関表参考表について

①基本価格表示、②自社開発ソフトウェア等

（4）三面の整合性に係る研究会（中間報告①）

（5）QEタスクフォース会合における審議結果報告

（6）毎月勤労統計調査データ修正への国民経済計算における対応

5 議事概要

(1) 国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討

① 財分野

資料1-1に基づく事務局からのこれまでの検討経緯に係る説明の後、内閣府から資料1-2に基づき、財分野において、第一次年次推計から第二次年次推計への改定差が大きく、対応が検討中となっていた品目のうち3品目（サービス用機器、民生用エアコンディショナ及び電気照明器具）に係る対応方針についての説明があり、質疑応答が行われた。

今回の対応について委員からは、特段の異論はなく、部会長が次のとおりまとめた。

- ・ 報告された3品目については報告のとおりに基準改定における対応を進める。
- ・ 民生用エアコンディショナと電気照明器具については、第一次年次推計から基準年に至るまでのシームレス化を、中期的課題としてしっかり検討すること。
- ・ 残された3品目（鋼船、清涼飲料、肉加工品）及び民生用エアコンディショナの質の向上に係る質問の回答については次回以降の部会で報告を受ける。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 民生用エアコンディショナについて、空気清浄機能などの付加による品質の向上を適切に把握・処理できているのか。
- ・ 民生用エアコンディショナと電気照明器具については、第一次年次推計から第二次年次推計までに留まるのではなく、基準改定時の推計に至るまでの一貫した整合性確保・シームレス化も課題である。

② サービス分野

内閣府から資料1-3に基づき、サービス分野において、第一次年次推計と第二次年次推計で利用する基礎統計が異なるものを整理した上で、改定状況を検証した結果について報告を受けた後、質疑応答を行った。

委員からは特段の異論はなく、部会長が新たに創設された経済構造実態調査の活用方法について、調査実施者と連携しつつ検討を進めるよう、取りまとめた。

…略…

財分野に関する JSNA年次推計における改定幅上位品目に係る検討

令和3年3月19日
統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 経緯

- これまで「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期）に基づき、第一次年次推計から第二次年次推計の改定に係る影響について議論してきたところ。家計消費及び総固定資本形成への影響（改定幅）の大きい品目について、その個別品目の対応状況をご報告させていただいている。
- 今回は、第24回SNA部会において、ご報告できなかった3品目（①鋼船、②肉加工品、③清涼飲料水）について、今後の方針を御報告する。
- これまでのSNA部会では、統計委員会担当室より、「上記3品目について、基準年推計を真の値と考え、第二次年次推計について、基準年推計と同一のものに変更すべきではないか。」という提案がなされた。

（参考）推計に利用している基礎統計等

	第一次年次推計	第二次年次推計	基準年推計（I0）
①鋼船	「造船造機統計調査」（国土交通省）	「工業統計調査」（経済産業省）	「造船造機統計調査」（国土交通省）
②肉加工品	「食品産業動態調査」（農林水産省）	「工業統計調査」（経済産業省）	「酒類食品統計年報」（日刊経済通信社）
③清涼飲料水	「清涼飲料水関係統計資料」（全国清涼飲料連合会）	「工業統計調査」（経済産業省）	「清涼飲料水関係統計資料」（全国清涼飲料連合会）

2. 今後の方針

- 第二次年次推計を基準年（産業連関表）に合わせるよう対応
- 具体的には、第二次年次推計について、
 - ①鋼船については、本年末の2020年度年次推計における第二次年次推計（2019年）から、「造船造機統計調査」（国土交通省）を利用する。
 - ②肉加工品及び③清涼飲料水については、基準年（令和2年）推計における「経済センサス - 活動調査（工業統計調査）」の利活用について関係府省で供給表の推計の検証を進めた上で、基準年に用いることになる基礎統計を利用する。

サービス産業・非営利団体等調査 (投入調査)について

令和3年3月19日
総務省政策統括官室

1

調査の目的、検討課題

■調査の目的

サービス産業・非営利団体等調査（以下「投入調査」という。）
サービス業・非営利活動等を営む企業がその事業活動を行うために要した費用の内訳等の実態を把握し、産業連関表の作成における投入額推計等の基礎資料を得ることを目的とする。

■検討課題

- 1 投入構造をより正確に把握するような標本設計
(「統計改革推進会議最終とりまとめ」記載事項)
- 2 調査項目及び把握単位の見直し
(回収率、回答率の向上及び投入構造を正確に把握する調査項目の設定)
- 3 企業ヒアリングの実施
(調査で把握困難な詳細項目の把握、一部産業について調査の代替)

1 投入構造をより正確に把握するような標本設計

平成28年経済センサス - 活動調査を用いて、

- ・企業産業小分類（一部細分類）
- ・悉皆層・売上高上位8割・下位2割別
- ・複数事業所企業・単独事業所企業別

に層化し無作為抽出（※1）する。

付加価値額／売上高比率の推定値の標準誤差が0.05以下（※2）となる
ように標本を抽出する。

この条件で抽出した標本サイズは、約1万3千企業となる。

なお、実際の抽出は最新の事業所母集団データベースによることとし、産業別の投入構造（使用表）及びアクティビティ別の投入構造（産業連関表）の推計に当たっては、上記層などの区分ごとの結果（※3）について、回答状況（細かな区分だと精度が確保できない）に配慮して利用することを検討する。

※1 悉皆層は各産業分類内での売上高シェア1%以上企業。また、回答率や売上高を考慮し法人企業を重点的に抽出。
※2 使用表における公表産業区分（産業中分類程度）ごとの目標精度。

※3 例えば、アクティビティの投入推計では、当該産業のうち（概念的に近い）一部の区分の結果のみを用いる。

3

2 調査項目及び把握単位の見直し

①費用項目等の把握単位

前回調査では、産業小分類レベルの事業活動（以下「指定事業」という。）を把握単位としてきたところであるが、指定事業での回答が十分に得られなかった（企業全体での回答が多数あった）。

昨年度、指定事業の費用項目の回答可能性に関するアンケートを実施し、比較的把握が可能と考えられたため、前回SUTタスクフォースでは指定事業ごとに把握する方向で検討を進めると報告したところ。

今年度も、調査計画に沿った本番想定の費用項目の回答可能性についてアンケートを実施した。その結果、本番想定の費用項目の場合は指定事業での回答は困難とするものが多数見られた。（ただし、一定の事業区分ごとの回答は可能とのこと）



今回調査では、指定事業を含むセグメント単位での回答を許容することにより、報告者負担軽減及び回答率の向上を図る。

また、指定事業が企業全体の事業活動の大半を占める企業（以下「単一産業企業」という。）については、企業全体での回答を求ることとする。

売上及び費用に関する項目に関して、総売上高、費用総額等の主要項目については、「企業全体」及び「指定事業」を調査する。一方で、費用項目の内訳については「指定事業」についてのみ把握する。

2 調査項目及び把握単位の見直し（続き）

②調査項目の見直し

投入構造を正確に把握する観点から、前回調査で費用総額の内訳において「その他」のウェイトが大きい産業を中心に、産業特性項目を追加。また、新たに策定されたサービス分野の生産物分類を投入品目として策定。

- 物品賃貸業の特性事項として「リース投資資産原価」等を追加
前回調査の物品賃貸業のうち、リースのウェイトが高い「各種物品賃貸業」等で「その他」のウェイトが高いことへの対応。
- 広告業の特性事項として「広告代理店の媒体仕入費」を追加
前回調査の広告業について、「その他の仕入・材料費」の割合が極めて高いことへの対応。
- 広告宣伝費に「広告代理店以外への支払（イベントの協賛金等）」を追加
広告代理店を通さない広告宣伝費の内訳として、新たに策定されたサービス分野の生産物分類である「ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービス」に対応した詳細項目を設定。

5

2 調査項目及び把握単位の見直し（続き）

③産業別調査票の作成

投入調査は、報告者負担の非常に大きな調査であるとの指摘がされている。とりわけ、財品目については、前回調査では約120品目から該当品目を選択（該当品目コードを探しそのコードと費用額をあわせて記入）することになっており、極めて高い負担となっている。

今回調査では、産業別調査票を作成し、仕入・材料費（最大10～15品目程度）、消耗品費（最大5～10品目程度）をプレプリントすることにより報告者負担の削減、回答率の向上を図ることとしている。

このほか、単一産業企業（企業全体で把握）、複数産業企業（企業全体及び指定事業で把握）別に調査票を作成することにより、投入調査全体で、18種類の調査票を設定。

6

3 企業ヒアリングの実施

- ・ 基本構成の大枠では、投入調査では把握できない詳細な費用項目について企業ヒアリングを実施することとしている。
- ・ 今年度、企業ヒアリングの仕様を検討するために、前述のアンケートとあわせて、電子会議や電話等により、企業ヒアリングを実施し、ヒアリング方法や作業量の算定など実務的な作業内容の知見や、経理項目の管理状況や「指定事業」の内容がわかりづらいなどの企業の経理担当の意見などが得られた。

- 
- ・これを踏まえ、回答企業のうち約40社程度に対し、より詳細な費用項目についてヒアリングを実施。
 - ・一方、詳細な費用項目の把握は、対象企業の大きな負担となることから、調査で把握できる項目については、可能な限り調査で把握し、企業ヒアリングは、調査で把握できない項目に注力する。
 - ・また、特定の企業に集中している産業については、効率性の観点から、投入調査を経ずにヒアリングのみを実施。

7

サービス産業・非営利団体等調査の概要

■調査対象

日本標準産業分類に基づき分類された、サービス産業に属する企業・団体を対象に、最新の事業所母集団データベースから、約1万3千企業を選定する。

■調査事項

- ①年間売上高・年間総費用
- ②年間総費用の内訳 等

■調査期間

令和3年10月～11月

■主な集計事項

産業分類別、費用等項目別構成比

■公表予定

令和4年11月にホームページに掲載する等により公表

令和2年サービス産業・非営利団体等調査 調査対象産業・調査対象企業数一覧（案）

別添1

企業産業分類	母集団数	サンプルサイズ								
		売上高上位8割		売上高下位2割		売上高上位8割		売上高下位2割		
		単独事業所 企業	複数事業所 企業	単独事業所 企業	複数事業所 企業	単独事業所 企業	複数事業所 企業	単独事業所 企業	複数事業所 企業	
総数	1,085,869	152,765	36,964	864,905	31,235	12,574	3,271	4,739	3,485	1,079
014 園芸サービス業	2,035	619	60	1,338	18	47	10	17	10	10
391 ソフトウェア業	15,378	20	460	11,963	2,935	203	10	159	17	17
39A 情報処理サービス業	2,523	31	114	2,219	159	59	10	29	10	10
39B 情報提供サービス業	544	5	32	425	82	54	5	29	10	10
39C その他の情報処理・提供サービス業	828	17	46	693	72	60	13	27	10	10
411 映像情報制作・配給業	2,792	41	112	2,405	234	62	11	31	10	10
412 音声情報制作業	385	1	9	348	27	30	1	9	10	10
413 新聞業	770	0	29	505	236	48	0	28	10	10
414 出版業	2,953	47	124	2,486	296	56	11	25	10	10
415 広告制作業	1,906	52	75	1,652	127	55	12	23	10	10
416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	1,293	84	45	1,098	66	53	13	20	10	10
701 各種物品販賣業	259	0	16	147	96	36	0	16	10	10
702 産業用機械器具販賣業	4,341	20	236	3,439	646	55	10	25	10	10
703 事務用機械器具販賣業	246	0	5	203	38	25	0	5	10	10
705 スポーツ・娯楽用品販賣業	391	65	21	292	13	64	23	21	10	10
70A 音楽・映像記録物販賣業（別掲を除く）	330	0	4	252	74	24	0	4	10	10
70B 他に分類されない物品販賣業	3,968	61	310	3,200	397	57	10	27	10	10
722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	15,427	6,269	143	9,012	3	35	12	10	10	3
723 行政書士事務所	4,952	1,474	34	3,440	4	37	10	13	10	4
725 社会保険労務士事務所	4,747	1,771	45	2,928	3	33	10	10	10	3
726 デザイン業	6,089	760	180	5,013	136	50	10	20	10	10
72A 法律事務所	8,031	2,988	168	4,862	13	45	12	13	10	10
72B 特許事務所	984	143	37	768	36	53	18	15	10	10
72C 公認会計士事務所	2,144	22	15	2,076	31	45	10	15	10	10
72D 税理士事務所	23,784	9,028	558	14,181	17	112	80	12	10	10
72E 経営コンサルタント業	7,907	1	26	7,240	640	47	1	26	10	10
72G 興信所	187	0	3	157	27	23	0	3	10	10
72H 他に分類されない専門サービス業	12,193	245	356	11,105	487	50	11	19	10	10
731 広告業	5,278	13	158	4,321	786	109	10	72	17	10
741 獣医業	8,145	3,232	272	4,600	41	135	61	40	24	10
743 機械設計業	5,058	70	151	4,551	286	55	11	24	10	10
744 商品・非破壊検査業	1,325	21	107	1,024	173	63	10	33	10	10
745 計量証明業	762	33	95	557	77	58	12	26	10	10
746 写真業	7,681	1,006	337	6,175	163	1,145	80	279	776	10
749 その他の技術サービス業	3,904	1	36	3,484	383	49	1	28	10	10
74A 建築設計業	29,216	1,193	1,212	26,082	729	70	10	40	10	10
74B 測量業	6,626	1,296	543	4,644	143	42	10	12	10	10
74C その他の土木建築サービス業	2,103	199	171	1,660	73	51	10	21	10	10
751 旅館、ホテル	28,127	826	1,052	24,932	1,317	213	14	150	39	10
752 簡易宿所	1,539	210	87	1,226	16	51	11	20	10	10
753 下宿業	891	280	18	590	3	43	15	15	10	3
75A 会社・団体の宿泊所	252	7	13	216	16	46	7	13	10	16
75B 他に分類されない宿泊業	899	0	3	808	88	23	0	3	10	10
761 食堂、レストラン（専門料理店を除く）	28,790	403	631	27,251	505	72	10	42	10	10
763 そば・うどん店	19,893	2,601	684	16,488	120	49	10	19	10	10
764 すし店	16,084	596	457	14,897	134	60	10	30	10	10
765 酒場、ビヤホール	79,103	8,203	2,844	67,623	433	205	13	92	90	10
766 パー、キャバレー、ナイトクラブ	63,659	21,624	773	41,211	51	45	13	12	10	10
767 喫茶店	46,831	3,683	816	42,171	161	177	38	62	67	10
76A 日本料理店	29,285	2,786	1,320	24,823	356	102	10	69	13	10
76B 中華料理店	32,232	4,105	1,835	25,984	308	53	10	23	10	10
76C 焼肉店	10,970	1,306	714	8,805	145	69	10	21	28	10
76D その他の専門料理店	26,065	1,018	1,347	22,969	731	99	10	35	44	10
76E ハンバーガー店	793	0	86	435	272	38	0	18	10	10
76F お好み焼・焼きそば・たこ焼店	11,412	1,709	308	9,362	33	48	10	18	10	10
76G 他に分類されない飲食店	1,270	0	60	991	219	50	0	30	10	10
771 持ち帰り飲食サービス業	5,884	217	308	5,209	150	47	10	17	10	10
772 配達飲食サービス業	6,813	26	284	5,612	891	87	10	57	10	10
782 理容業	89,099	31,859	1,133	56,035	72	1,100	923	46	121	10
783 美容業	137,531	28,532	4,546	104,146	307	2,259	1,071	218	960	10
784 一般公衆浴場業	2,583	804	58	1,714	7	41	10	14	10	7
785 その他の公衆浴場業	1,322	108	102	1,013	99	71	11	40	10	10
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	11,436	324	436	10,177	499	182	19	95	58	10
78A 普通洗濯業	28,616	637	1,481	25,353	1,145	265	14	212	29	10
78B リネンサプライ業	2,561	62	237	1,999	263	234	34	163	27	10
793 衣服裁縫修理業	4,075	102	114	3,785	74	50	10	20	10	10
794 物品預かり業	1,511	0	15	1,480	16	41	0	15	10	16
795 火葬・墓地管理業	507	46	36	404	21	59	17	22	10	10
79A 葬儀業	4,308	339	600	2,992	377	60	10	30	10	10

企業産業分類	母集団数	サンプルサイズ							
		売上高上位8割		売上高下位2割		売上高上位8割		売上高下位2割	
		単独事業所 企業	複数事業所 企業	単独事業所 企業	複数事業所 企業	単独事業所 企業	複数事業所 企業	単独事業所 企業	複数事業所 企業
79B 結婚式場業	401	3	58	219	121	53	3	30	10
79C 冠婚葬祭互助会	209	0	30	116	63	50	0	30	10
79D 写真プリント、現像・焼付業	2,096	1	12	1,923	160	33	1	12	10
79E その他の生活関連サービス業	11,445	62	176	10,734	473	109	14	34	51
801 映画館	145	0	6	103	36	26	0	6	10
802 興行場（別掲を除く）、興行団	2,010	54	77	1,756	123	137	47	59	21
805 公園、遊園地	596	0	18	427	151	38	0	18	10
80A スポーツ施設提供業（別掲を除く）	1,194	20	96	936	142	59	11	28	10
80B 体育館	211	7	37	137	30	61	7	34	10
80C ゴルフ場	1,331	269	318	575	169	56	10	26	10
80D ゴルフ練習場	1,728	414	129	1,145	40	47	11	16	10
80E ボウリング場	174	0	7	122	45	27	0	7	10
80F テニス場	282	87	7	187	1	40	22	7	10
80G パッティング・テニス練習場	312	93	20	192	7	48	16	15	10
80H フィットネスクラブ	1,363	1	52	1,042	268	48	1	27	10
80J マージャンクラブ	2,796	868	34	1,890	4	38	11	13	10
80K パチンコホール	2,885	23	416	1,444	1,002	133	10	103	10
80L ゲームセンター	386	0	10	235	141	30	0	10	10
80M その他の遊戯場	994	15	5	965	9	39	15	5	10
80N カラオケボックス業	2,351	0	13	2,229	109	33	0	13	10
80P 他に分類されない娯楽業	4,327	84	110	3,925	208	52	13	19	10
823 学習塾	29,351	322	941	26,561	1,527	81	10	51	10
82F 音楽教授業	14,675	238	186	14,079	172	54	10	24	10
82G 書道教授業	8,219	1,884	143	6,144	48	47	13	14	10
82H 生花・茶道教授業	3,002	51	10	2,930	11	45	14	10	10
82J そろばん教授業	4,717	1,281	361	2,963	112	45	10	15	10
82K 外国語会話教授業	4,702	18	58	4,389	237	84	10	22	42
82L スポーツ・健康教授業	5,150	278	306	4,345	221	54	11	23	10
82M その他の教養・技能教授業	13,308	28	105	12,518	657	77	10	47	10
881 一般廃棄物処理業	7,689	1,167	671	5,564	287	94	13	60	11
882 産業廃棄物処理業	5,688	632	646	3,899	511	69	13	36	10
889 その他の廃棄物処理業	29	4	0	23	2	16	4	0	10
901 機械修理業（電気機械器具を除く）	8,285	128	301	7,423	433	92	10	55	17
902 電気機械器具修理業	2,640	0	39	2,402	199	59	0	39	10
903 表具業	1,939	730	9	1,198	2	37	16	9	10
909 その他の修理業	3,583	137	96	3,255	95	51	11	20	10
911 職業紹介業	2,830	131	225	2,200	274	47	10	17	10
912 労働者派遣業	5,960	111	634	4,447	768	466	15	394	44
921 速記・ワープロ入力・複写業	941	62	87	751	41	55	11	24	10
922 建物サービス業	13,614	196	912	11,287	1,219	319	10	198	90
923 警備業	3,272	31	291	2,416	534	217	10	182	15
929 他に分類されない事業サービス業	17,213	94	569	14,563	1,987	174	10	140	14

令和2年サービス産業・非営利団体等調査 調査票種類(案)

別添2

大分類	中分類	小分類(一部細分類)	調査票種類(注)
A農業、林業	01農業	014園芸サービス業	9 専門サービス、広告、その他事業サービス業
G情報通信業	39情報サービス業	391ソフトウェア業 39A情報処理サービス業 39B情報提供サービス業 39Cその他の情報処理・提供サービス業	1 情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業
	41映像・音声・文字情報制作作業	411映像情報制作・配給業 412音声情報制作業 413新聞業 414出版業 415広告制作業 416映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	
K不動産業、物品賃貸業	70物品賃貸業	701各種物品賃貸業 702産業用機械器具賃貸業 703事務用機械器具賃貸業 705スポーツ・娯楽用品賃貸業 70A音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く) 70B他に分類されない物品賃貸業	2 物品賃貸業
L学術研究、専門・技術サービス業	72専門サービス業(他に分類されないもの)	72A法律事務所 72B特許事務所 722公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所 723行政書士事務所 72D税理士事務所 725社会保険労務士事務所 726デザイン業 72E経営コンサルタント業 72G興信所 72H他に分類されない専門サービス業	9 専門サービス業、広告業、その他事業サービス業
	73広告業	731広告業	
	74技術サービス業(他に分類されないもの)	741獣医業 74A建築設計業 74B測量業 74Cその他の土木建築サービス業 743機械設計業 744商品・非破壊検査業 745計量証明業 746写真業 749その他の技術サービス業	8 廃棄物処理業、機械修理業、技術サービス業
M宿泊業、飲食サービス業	75宿泊業	751旅館、ホテル 752簡易宿所 753下宿業 75A会社・団体の宿泊所 75B他に分類されない宿泊業	3 宿泊業
	76飲食店	761食堂、レストラン(専門料理店を除く) 76A日本料理店 76B中華料理店 76C焼肉店 76Dその他の専門料理店 763そば・うどん店 764すし店 765酒場、ビヤホール 766バー、キャバレー、ナイトクラブ 767喫茶店 76Eハンバーガー店 76Fお好み焼・焼きそば・たこ焼店 76G他に分類されない飲食店	4 飲食サービス業
	77持ち帰り・配達飲食サービス業	771持ち帰り飲食サービス業 772配達飲食サービス業	
N生活関連サービス業、娯楽業	78洗濯・理容・美容・浴場業	78A普通洗濯業 78Bリネンサプライ業 782理容業 783美容業 784一般公衆浴場業 785その他の公衆浴場業 789その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
	79その他の生活関連サービス業	793衣服裁縫修理業 794物品預り業 795火葬・墓地管理業 79A葬儀業 79B結婚式場業 79C冠婚葬祭互助会 79D写真プリント、現像・焼付業 79E他に分類されないその他の生活関連サービス業	5 生活関連サービス業

大分類	中分類	小分類（一部細分類）	調査票種類（注）
	80娯楽業	801映画館 802興行場（別掲を除く），興行団 80Aスポーツ施設提供業（別掲を除く） 80B体育館 80Cゴルフ場 80Dゴルフ練習場 80Eボウリング場 80Fテニス場 80Gバッティング・テニス練習場 80Hフィットネスクラブ 805公園，遊園地 80Jマージャンクラブ 80Kパチンコホール 80Lゲームセンター 80Mその他の遊戯場 80Nカラオケボックス業 80P他に分類されない娯楽業	6 娯楽業
O教育，学習支援業	82その他の教育，学習支援業	823学習塾 82F音楽教授業 82G書道教授業 82H生花・茶道教授業 82Jそろばん教授業 82K外国语会話教授業 82Lスポーツ・健康教授業 82Mその他の教養・技能教授業	7 学習支援業
Rサービス業（他に分類されないもの）	88廃棄物処理業	881一般廃棄物処理業 882産業廃棄物処理業 889その他の廃棄物処理業	8 廃棄物処理業、機械修理業、技術サービス業
	90機械等修理業（別掲を除く）	901機械修理業（電気機械器具を除く） 902電気機械器具修理業 903表具業 909その他の修理業	
	91職業紹介・労働者派遣業	911職業紹介業 912労働者派遣業	9 専門サービス業、広告業、その他事業サービス業
	92その他の事業サービス業	921速記・ワープロ入力・複写業 922建物サービス業 923警備業 929他に分類されない事業サービス業	

注) 各産業について、複数産業企業用、単一産業企業用を作成する。

年間総費用の内訳項目一覧（案）

主要項目（金額又は費用総額内の割合で把握）	詳細項目（主要項目内の割合で把握）	調査票種類別調査項目 （※1）
役員報酬・給与手当		共
退職金		共
法定福利費		共
福利厚生費		共
租税公課		共
減価償却費		共
保険料		共
水道光熱費	水道代 電気代 ガス代 重油代 熱供給代 その他の水道光熱費	共 共 共 共 共 共
通信費	郵便・信書便 固定電気通信 移動電気通信 放送料金 その他の通信費	共 共 共 共 共
旅費・交通費	出張旅費 通勤手当 ハイヤー・タクシー代 ガソリン代 その他の旅費・交通費	共 共 共 共 共
車両費	ガソリン代 自動車整備・修理代 自動車リース・レンタル代 その他の車両費	共 共 共 共
燃料費	ガソリン代 重油代 ガス代 その他の燃料費	共 共 共 共
修繕費	建設補修 自動車整備・修理代 機械修繕費 その他の修繕費	共 共 共 共
賃借料	不動産（土地・建物） うちスポーツ・娯楽等施設使用料 動産（ ） ※2	共 産6 共
広告宣伝費	広告代理店への支払 広告代理店以外への支払い（イベントの協賛金等） 広告代理店以外への支払い（その他の広告宣伝費）	共 共 共
教育訓練費		共
図書印刷費		共
荷造運賃		共
交際費		共
諸会費・寄付金		共
販売手数料		共
労働者派遣費		共
同業者に対する再委託		共
委託費・外注費・支払手数料（他の区分に該当するも	法務・財務・会計サービス	共

主要項目（金額又は費用総額内の割合で把握）	詳細項目（主要項目内の割合で把握）	調査票種類別調査項目 (※1)
のを除く)	経営コンサルタント・信用調査・管理事務委託料	共
	金融手数料	共
	情報処理・提供サービス	共
	ソフトウェア使用料・インターネット付随サービス	共
	不動産管理サービス	共
	建物サービス	共
	警備保障サービス	共
	クリーニング・リネンサプライ	産3~6、8、9
	衛生検査・器材消毒サービス	共
	廃棄物処理費	共
	デザイン料	産1
	写真費（撮影、現像・焼付）	産1、3、5
	作家、作曲家などへの印税・原稿料	産1、6
	漫画、音楽、映画などの使用料	産1、6
	翻訳・通訳料	産1
	美容サービス	産1、6
	芸能プロダクション等に対する支払い	産1、6
	映画・ビデオ制作費（委託費）	産1
	配収支払費	産1
	ニュース配信	産1
	映画配給サービス	産6
	選手契約料・移籍金	産6
	土木建築サービス	産8
	旅行会社・旅行予約サイトへの仲介手数料等の支払	産3
	個人事業主への委託（他の区分に属するものを除く）	共
	その他の委託費・外注費・支払手数料	共
リース投資資産原価		産2
資金原価		産2
広告代理店の媒体仕入費		産9
販売用商品の仕入費		共
仕入・材料費（販売用商品を除く）	産業別に最大10~15品目程度を設定	共（内訳は産業別）
消耗品費	産業別に最大5~10品目程度を設定	共（内訳は産業別）
その他		共

(※1) 調査票種類別調査項目

共：産業共通項目

産：産業別項目（数字は、別添2の調査票種類に記載している番号）

(※2) 動産（　　）

最もウェイトが大きい品目を下記から選択し記入

産業用機械器具（建設機械器具を除く）

建設機械器具

電子計算機・同関連機器

事務用機械器具（電算機等を除く。）

自動車

その他の物品

「生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会」に関する中間報告

令和 3 年 3 月 19 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

第 4 回研究会概要

3月2日(火)に、第4回研究会を開催。「税務統計等を利用した試算について」が主な議題であった。

税務統計等を利用した営業余剰・混合所得及び雇用者報酬の試算について、内閣府より説明、その後、質疑応答が行われた。また、報告書の構成について、意見交換が行われた。

(※議事概要及び配布資料については、別紙参照)

今後の予定

第5回研究会を3月15日(月)に開催し、報告書素案について検討を行った。現在、各構成員からのご意見を照会中であり、ご意見を踏まえた修文を行い、報告書の完成を目指している。

報告書については、次回部会において、ご報告する予定である。

(以 上)

生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会 (第4回)

議事次第

日時 令和3年3月2日(火) 10時00分～12時00分

場所 Web会議(Zoom)

議事

(1) 税務統計等を利用した試算について

配付資料

資料1-1 報告書 構成案

資料1-2 税務統計等を利用した営業余剰・混合所得及び雇用者報酬の試算について

生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会

報告書 構成案

第1章 調査研究概要

- 1. 1. 調査研究の目的
- 1. 2. 調査研究の内容

第2章 海外調査の結果

- 2. 1. アメリカにおける分配面の推計について
- 2. 2. 諸外国の分配側 GDP 推計の概要
- 2. 3. 國際機関のマニュアル等の概要

第3章 営業余剰・混合所得の試算

- 3. 1. 企業会計・税務会計・SNA の概念差について
- 3. 2. 年(度)次推計
- 3. 3. 四半期推計について
- 3. 4. まとめ

第4章 雇用者報酬の試算

- 4. 1. 賃金関係の統計と SNA の概念差について
- 4. 2. 年(度)次推計
 - 4. 2. 1. 賃金構造基本統計調査を用いた試算
 - 4. 2. 2. 民間給与実態調査を用いた試算
- 4. 3. 四半期推計について
- 4. 4. まとめ

第5章 三面等価試算

- 5. 1. 三面等価の方法概観
- 5. 2. 四半期 GDP での調整方法
- 5. 3. まとめ

第6章 結び

参考文献

(参考)生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会について

税務統計等を利用した営業余剰・混合所得及び雇用者報酬の試算について

<概要>

以下の点について、御報告する。

- 税務統計である「会社標本調査」を利用した営業余剰試算及び「申告所得税標本調査」を利用した混合所得試算を行い、営業余剰・混合所得を独立推計した。
- 雇用者報酬についても、「賃金構造基本統計調査」を利用した試算を行った。また、第3回研究会において御報告した「民間給与実態調査」を利用した試算について、公的企業分を加算する補正を行つた。
- これらの試算値を利用し、分配側 GDP 試算値を作成した。

1. 営業余剰・混合所得について

営業余剰については、「会社標本調査」等を用いたものでは、固定資本減耗の調整や各種の調整項目の調整が困難であり、現行の推計方法とはかなり異なる水準や伸び率となっており、推計手法を変更するにはさらなる調査が必要と考えられる。

1. 1. 企業会計・税務会計・SNA の概念差について

企業会計・税務会計・SNA における営業余剰・混合所得に関する概念差について整理を行う。

(1) 利益項目

企業会計における「利益」は「収益—費用」を基本とするが、その種類としては、下図のような関係のある様々な概念がある。営業利益(本業による売上高—売上原価—販売費及び一般管理費)が、SNAにおける営業余剰に最も近い概念と考えられる。企業会計において営業外収益(費用)となる受取配当や支払利息、特別利益(損失)となる固定資産の売却益(損)は、SNA における営業余剰には含まれない。

	売上原価				
売上高	売上総利益	販管費			
			+ 営業外収益 - 営業外費用		
		営業利益		+ 特別利益 - 特別損失	
			経常利益		
				税引前当期純利益	法人税等
					当期純利益

税務会計における「所得」は、「益金－損金」が基本である。これは、企業会計の「当期純利益」に近い概念と考えられる。各企業は、税務会計における「所得金額(又は欠損金額)」を計算する場合には、税引前当期純利益から計算することが一般的であるが、「益金」及び「損金」について、それぞれ加算・減算による税務調整を行う。例えば、過年度の繰越欠損金のように複数年での調整や、企業会計における「費用」と税務会計における「損金」の概念差により調整する必要のある交際費や寄付金等の項目が個別に存在する。具体的には、法人税申告書別表4「所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)」によると、以下のような加算・減算項目がある。
 なお、この他にも調整項目があり、極言すれば個社で異なることから、企業会計と税務会計を完全に一致させることは困難と考えられる。

(加算)

- ・損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)・都道府県民税及び市町村民税・附帯税(利子税を除く。)、加算金、滞納金(延納分を除く。)及び過怠税
- ・減価償却の償却超過額
- ・役員給与の損金不算入額
- ・交際費等の損金不算入額

(減算)

- ・減価償却超過額の当期容認額
- ・納税充当金から支出した事業税等の金額
- ・受取配当等の益金不算入額
- ・外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額
- ・受贈益の益金不算入額
- ・法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額
- ・所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等

※この他にも、調整項目がある。

(2) 固定資本減耗・減価償却費

SNAにおける固定資本減耗と企業会計における減価償却費の主な違いについては以下のとおり。

(図) 固定資本減耗と減価償却費の違いについて

	固定資本減耗:国民経済計算	減価償却費:企業会計
概念範囲	減価償却+資本偶発損 資本偶発損とは、通常予測可能な範囲での災害等により偶発的に生じる資産の除却を指す(火事での消失など)。	減価償却
価格評価	時価(毎期の新設設備価格により再評価)	簿価(取得時価格のまま固定)
対象範囲	企業設備の他に、企業会計では費用であるがSNAでは以下について固定資産として定義していることから、これらについても減耗が発生する。 ・自社開発ソフトウェア ・研究開発(R&D) ・鉱物探査・評価 ・娯楽作品原本	企業設備(有形固定資産、無形固定資産における償却資産)
償却期間	「民間企業投資・除却調査」(内閣府)により、実際に使用された期間を元に設定	財務省令や法人税法により規定されたもの(法定耐用年数)を利用
その他	政策上の措置は反映させない。	政策上の措置などの影響を受ける。 (設備投資優遇税制による即時償却など)

税務会計においては、企業会計と比べ、減価償却の対象となる資産が限定され、また減価償却の方法について、建物については定額法のみ可能等のように一定の制約がある。

1. 2. 営業余剰の試算

先行研究を踏まえ、「会社標本調査」(国税庁)等を用いた営業余剰の試算を行った。試算における推計式は以下の通りである。

会社標本調査から算出する営業余剰(純)

=会社標本調査「法人申告所得額」

- + 会社標本調査「繰越欠損金(当期控除額)」
- + 会社標本調査「外国子会社から受ける配当等の益金不算入額」
- + 会社標本調査「受取配当の益金不算入額」
- 会社標本調査「交際費の損金不算入額」
- 会社標本調査「寄付金の損金不算入額」

↑税引前当期純利益の再現

- 法人企業統計調査における特別損益
- 法人企業統計調査における営業外(収益-費用)

↑営業利益の再現、以降 SNA 概念への調整

- (SNA では財産所得となるが営業利益に含まれる) 純粹持株会社の受取配当の調整
- + 法人企業統計調査における減価償却費
- JSNA における「固定資本減耗」
- + JSNA における「設備投資(=総固定資本形成)」
- 法人企業統計調査における設備投資

<試算結果>

試算した営業余剰と JSNA における営業余剰、また参考に法人企業統計における営業利益の比較を行う。
(グラフ1. 2. 参照)

1. 3. 混合所得の試算

混合所得について、「申告所得税標本調査」(国税庁)を利用した試算を行った。同調査における営業所得、農業所得、その他事業所得及び不動産所得金額を合計し、SNA において財産所得となる土地の賃貸料(家計の受取分)を控除し、混合所得試算値とした。(グラフ1. 3. 参照)

調査対象は、各年分の申告所得税について翌年 3 月 31 日現在において 申告納税額がある者全員であるため、所得金額があっても申告納税額のない者(例えば、還付申告書を提出した者等)は、調査対象から除かれている。

2. 雇用者報酬について

現行方式とは異なる試算を2つ行った。「賃金構造基本統計調査」については、カバレッジが「毎月勤労統計調査」よりも小さく、結果として「毎月勤労統計調査」を用いて補正必要があること、「民間給与実態調査」については、主に「公的企業分」の補正が困難であることから、直ちに「推計方法を変更すべき」という結論は導き出せない。

2. 1. 賃金構造基本統計調査を用いた試算

賃金構造基本統計調査については、調査対象について、以下の留意点がある。

- ① 産業範囲は毎月勤労統計調査と同じ(農林水産業および公務は調査対象産業ではない)
- ② 「きまって支給する現金給与額」は、6月分として算定された給与(税込み)で、超過労働給与額、通勤手当、精皆勤手当、家族手当等を含む。
- ③ 各年で公表されている「年間賞与その他特別給与額」については一年前のデータである。例えば2019年に公表された「年間賞与その他特別給与額」は2018年分(1年分)のものとなる。
- ④ 役員報酬は含まれない。
- ⑤ 労働者の種類は、一般労働者、短時間労働者及び臨時労働者に分類される。
- ⑥ 常用労働者5-9人規模の公営企業については捕捉されていない。

このため、賃金構造基本統計調査から得られた常用労働者5人以上規模企業(10人以上規模+5-9人規模の合計)に属する労働者について、同調査の公表値を用いた給与所得額を試算すると、同調査のカバレッジから漏れている部分が多く(労働者数が、賃金構造基本統計調査;約3000万人、JSNA 約5000万人)、JSNA 推計値(再現値)とは、何ら調整を行わない場合、水準についても時系列推移についても大きく異なる。(グラフ2. 1. 参照)

このカバレッジの違いを補正し、試算を行う。

労働者数を補正するために、同調査の公表値から得られた計数を用いて、一人当たり現金給与単価を算出し、この一人当たり現金給与単価に対してJSNAの雇用者数(役員除く;農林水および公務除く)を掛け合わせた。この補正を行った結果として、現行の毎月勤労統計調査より求めた一人当たり現金給与単価を用いた場合と最大でも5兆円ほどのかい離が見られたもののほぼ同水準のものとなった。また時系列的な動きとしてもほぼ似通ったものとなった。(グラフ2. 1. 参照)

現行推計と賃金構造基本統計調査による試算との乖離は、常用労働者5-9人規模の公営企業分が同調査には含まれていないこと(同調査が過小な理由)や役員の取り扱いによる差(過大・過小双方の理由になり得る)によるものが考えられる。

2. 2. 民間給与実態調査を用いた試算

民間給与実態調査(国税庁)を用いた試算を行う。

民間給与実態調査については、調査対象について、以下の留意点がある。

- ① 産業範囲は毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査の産業分類十農林水産業(公務は調査対象産業ではない)
- ② 調査対象は同調査名の通り民間企業分のみであり、公的企業は含まれない。公的企業とは公務以外の産業に属する公営の企業である。
- ③ 役員報酬も含まれる。
- ④ パート・アルバイトは含まれるもの、日雇い労働者は含まれない。

まず、民間給与実態統計調査から得られた公表データを用いた計数の結果は、民間給与実態調査から得られた給与所得の方が、JSNA 推計のものより、20 兆円ほど過小であった。(一方で、2018 年にはそのかい離が解消し、ほぼ同水準となっている。)(グラフ2. 2. 参照)

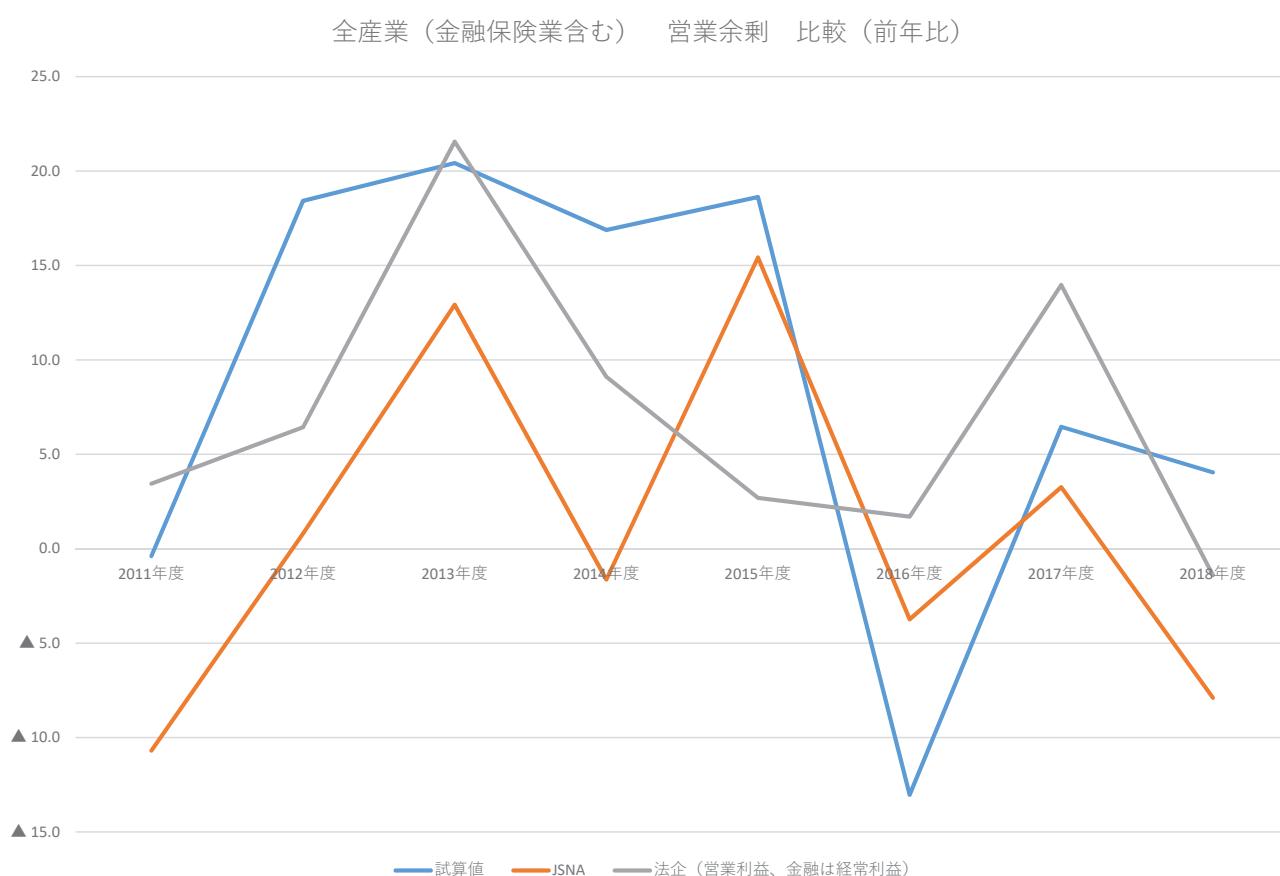
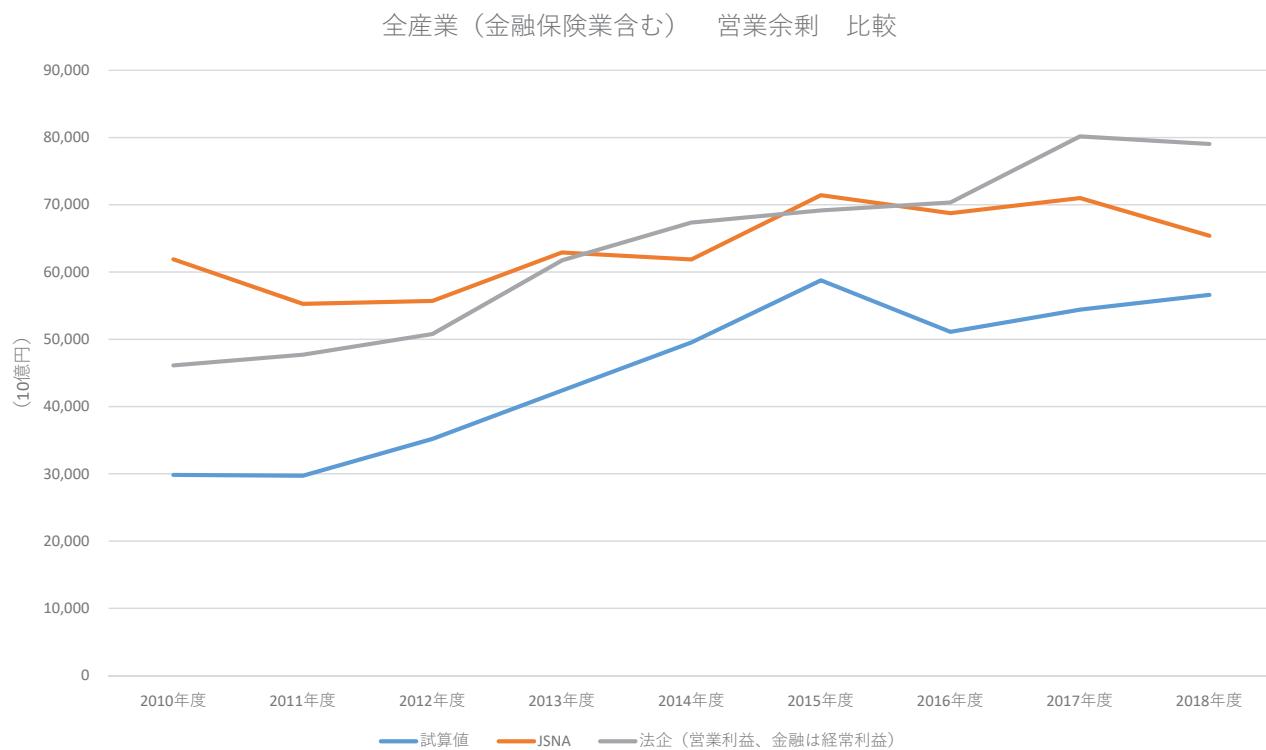
次に、同調査は民間企業のみが対象であるため、民営・公営別に給与額および労働者数を公表している賃金構造基本統計調査を利用し、公的企業を含むものに補正する。(ただし、賃金構造基本統計調査は常用労働者 10 人以上規模の企業における一般労働者については民公別の計数しかない。)

この補正を行った結果、民間給与実態調査の公表データに対し、常用労働者 10 人以上規模の公営企業分の補正として2-3兆円加算されたものの、時系列的な傾向や大きな水準の変更等は見られず、現行推計よりも試算値の方が過小となっている。(グラフ2. 2. 参照)

現行推計と民間給与実態調査による試算との乖離は、①常用労働者 5-9 人規模の公的企業の補正が行われていない、②公的企業の役員報酬が考慮されていない、③源泉所得税が発生しなかった事業所や当該年の12月末までに廃業した事業所については調査対象外である点などが考えられる。

3. 分配側 GDP について

これまでの試算結果を利用して、分配側 GDP を試算する。具体的には、営業余剰・混合所得(純)及び雇用者報酬部分について、試算値を利用し、他は、既存 JSNA 公表値を利用した。(グラフ3. 参照)※営業余剰・混合所得は試算値、雇用者報酬は、賃金構造基本調査による試算値・民間給与実態調査による試算値・現行公表値の3パターン。現行公表値のみとの比較の水準及び伸び率のグラフ)

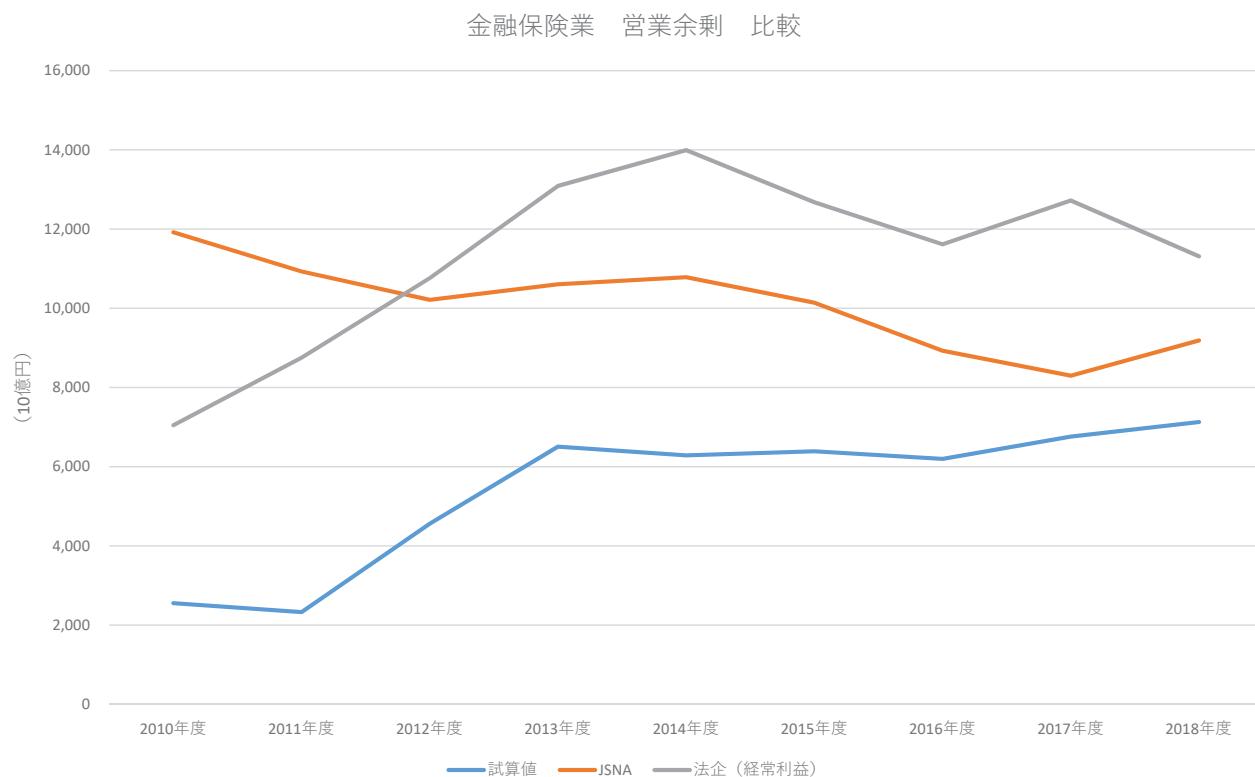


※試算値は、民間非金融法人と民間金融機関における営業余剰相当を試算。

※グラフにおけるSNAとは、JSNAにおける民間非金融法人及び民間金融法人による営業余剰。（公的及び持ち家の営業余剰は含まない。）

※グラフにおける法企とは、法人企業統計調査における金融保険業の経常利益と、その他産業における営業利益の合計。

グラフ1.2. 会社標本調査等による営業余剰試算：金融保険業

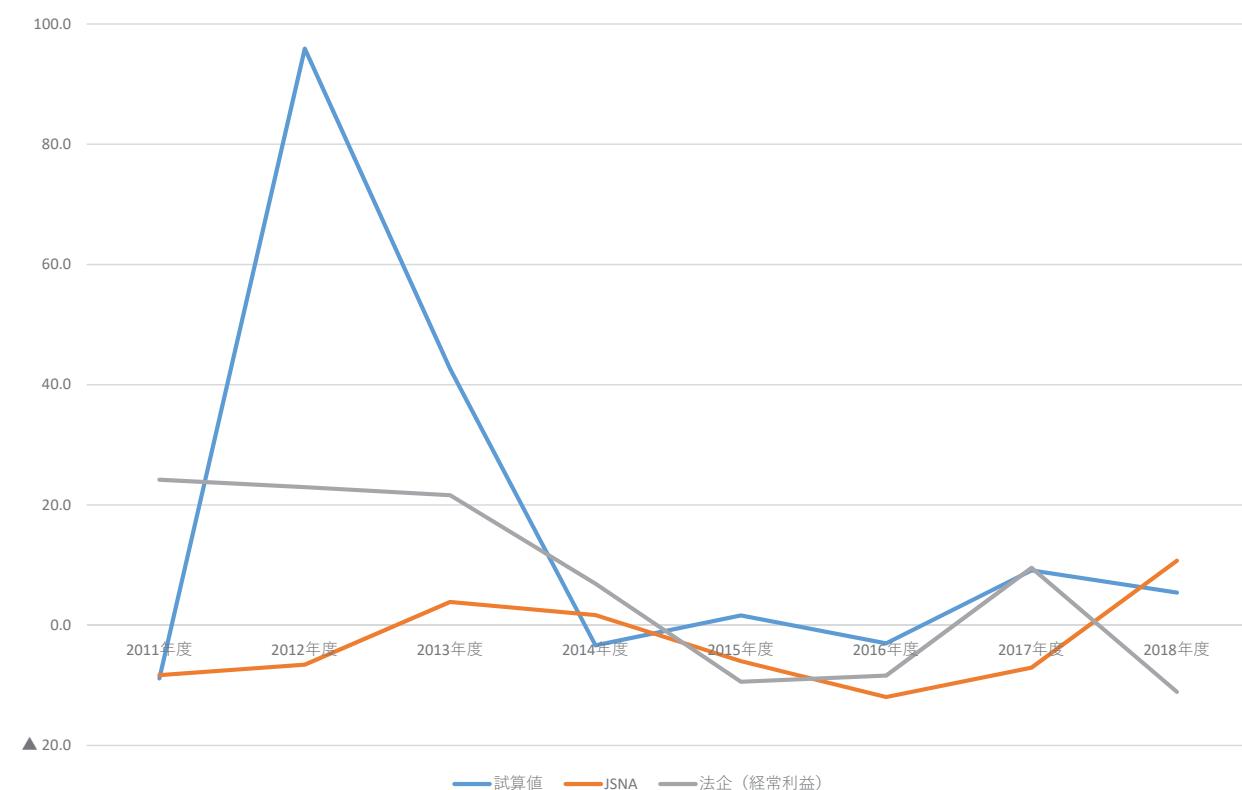


※試算値は、民間金融機関における営業余剰相当を試算。

※グラフにおけるSNAとは、JSNAにおける民間金融機関による営業余剰。（非金融、公的金融及び持ち家の営業余剰は含まない。）

※グラフにおける法企とは、法人企業統計調査における金融保険業の経常利益

金融保険業 営業余剰 比較（前年比）

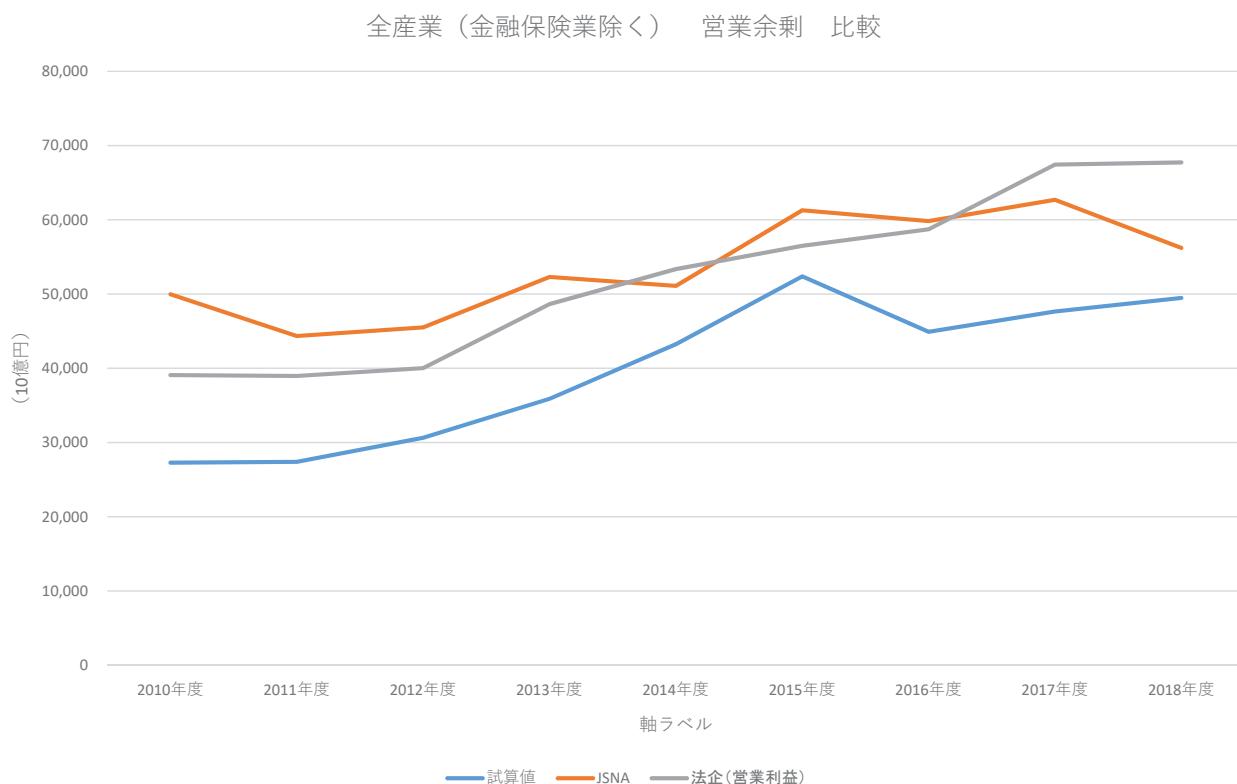


※試算値は、民間金融機関における営業余剰相当を試算。

※グラフにおけるSNAとは、JSNAにおける民間金融機関による営業余剰。（非金融、公的金融及び持ち家の営業余剰は含まない。）

※グラフにおける法企とは、法人企業統計調査における金融保険業の経常利益

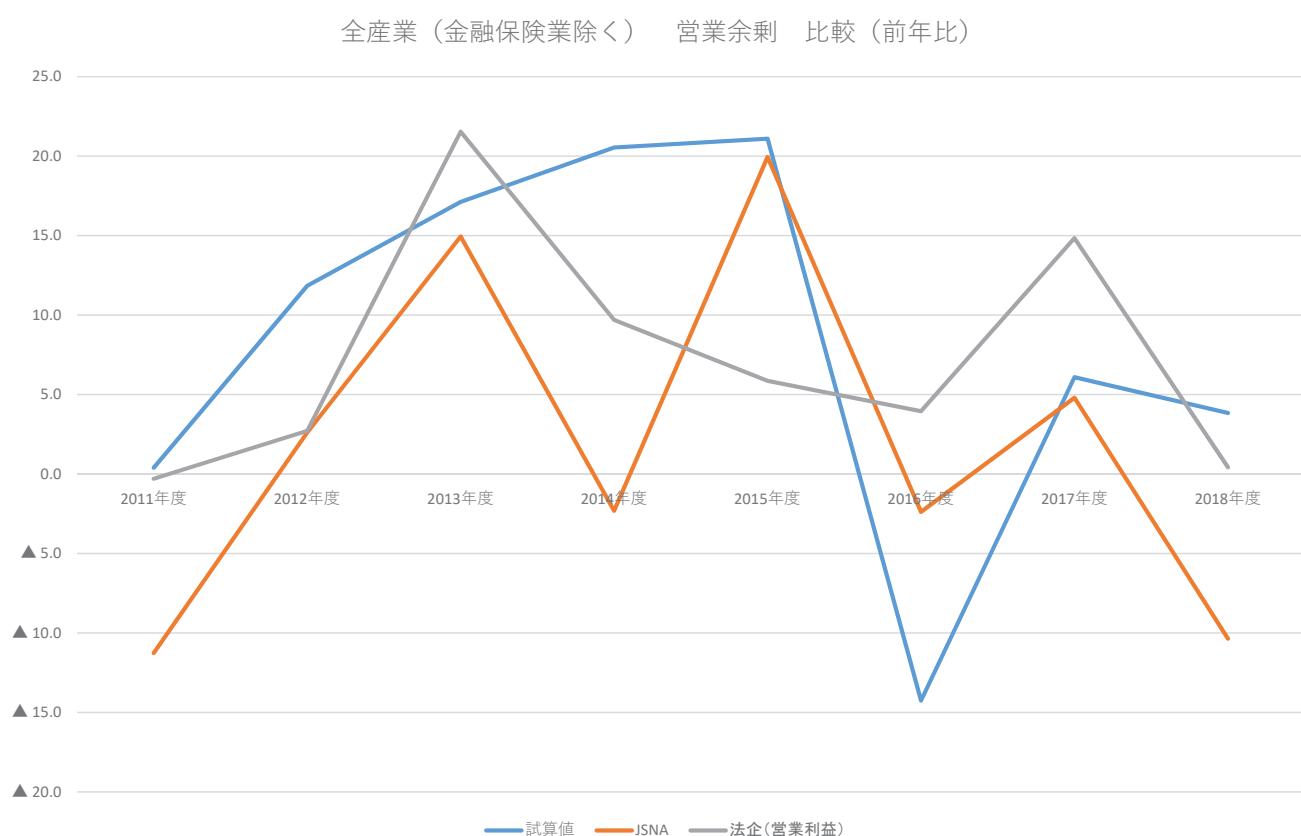
グラフ1.2. 会社標本調査等による営業余剰試算：金融保険業を除く産業



※試算値は、民間非金融法人における営業余剰相当を試算。

※グラフにおけるSNAとは、JSNAにおける民間非金融法人による営業余剰。（金融、公的非金融及び持ち家の営業余剰は含まない。）

※グラフにおける法企とは、法人企業統計調査における金融保険業を除く産業の営業利益



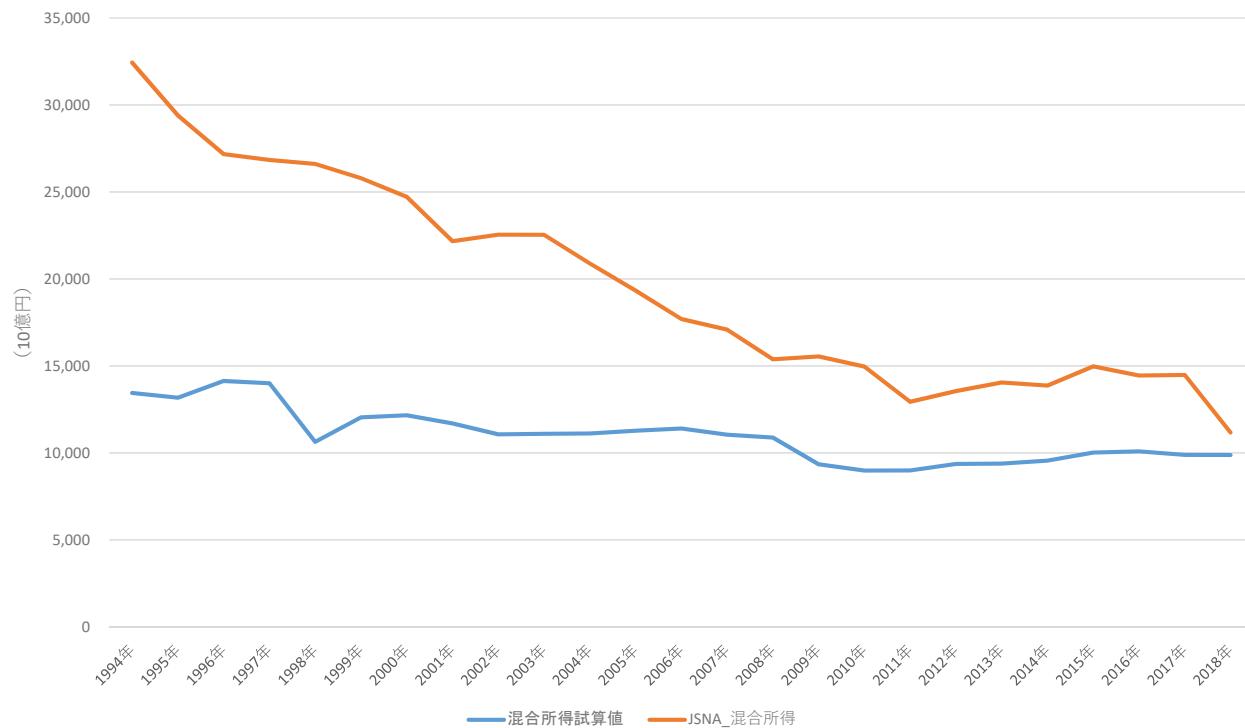
※試算値は、民間非金融法人における営業余剰相当を試算。

※グラフにおけるSNAとは、JSNAにおける民間非金融法人による営業余剰。（金融、公的非金融及び持ち家の営業余剰は含まない。）

※グラフにおける法企とは、法人企業統計調査における金融保険業を除く産業の営業利益

グラフ1.3. 申告所得税標本調査による混合所得試算

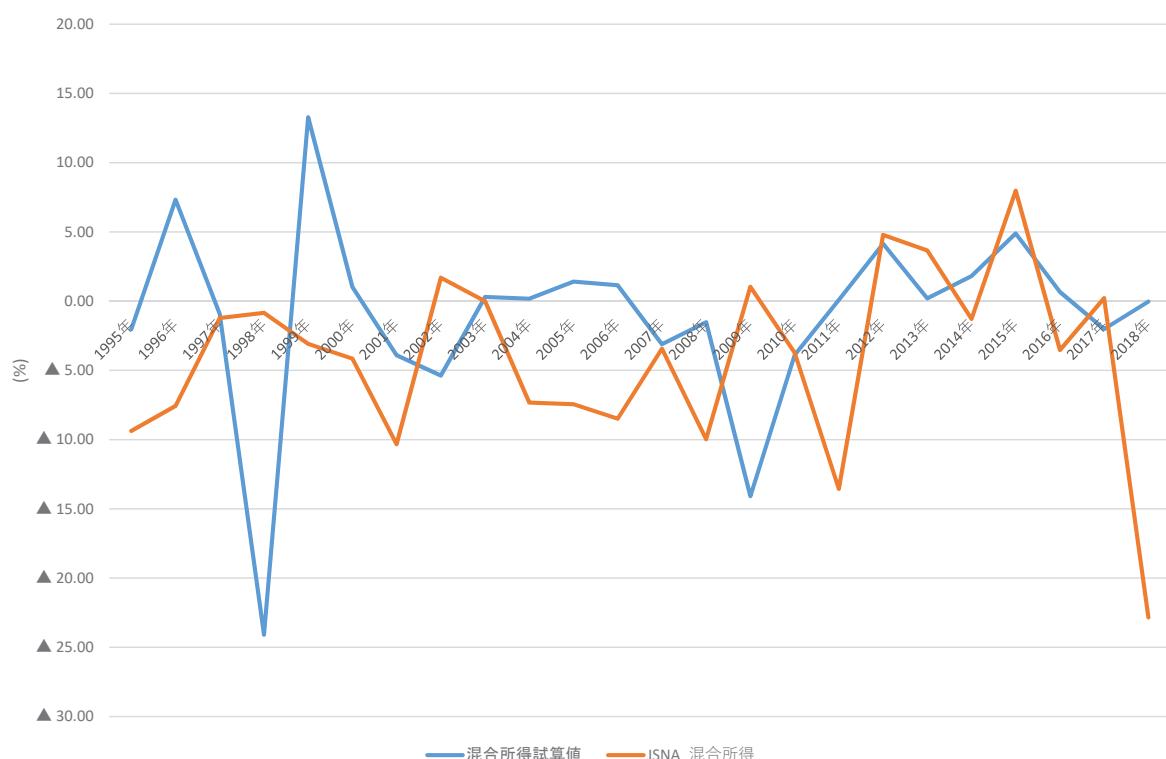
混合所得試算値とJSNA比較



※試算値は、申告所得税標本調査を用いて混合所得を試算

※グラフにおけるJSNA_混合所得は、JSNAにおける混合所得（純）の値

混合所得試算値とJSNA比較（前年比）



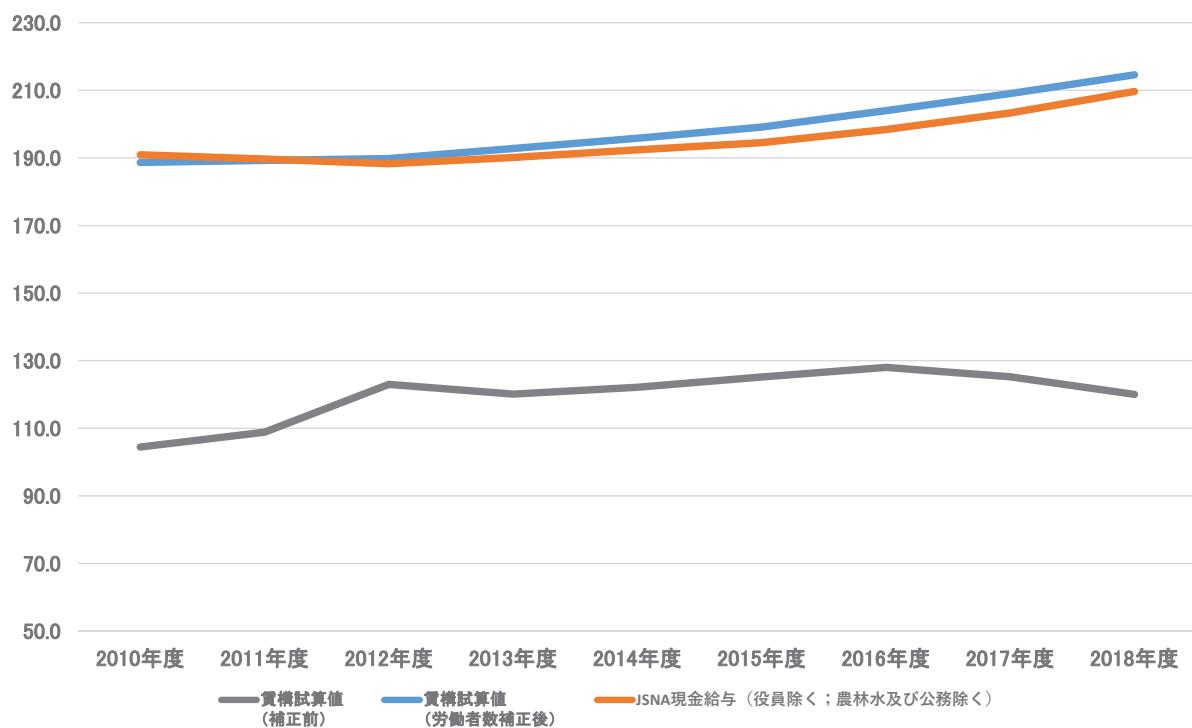
※試算値は、申告所得税標本調査を用いて混合所得を試算

※グラフにおけるJSNA_混合所得は、JSNAにおける混合所得（純）の値

グラフ2.1. 賃金構造基本統計調査等による雇用者報酬試算

(兆円)

計数比較(実額)



※グラフにおける賃構試算値（補正前）は、賃金構造基本統計調査の公表データによる現金給与（農林水産業及び公務を除く）試算値

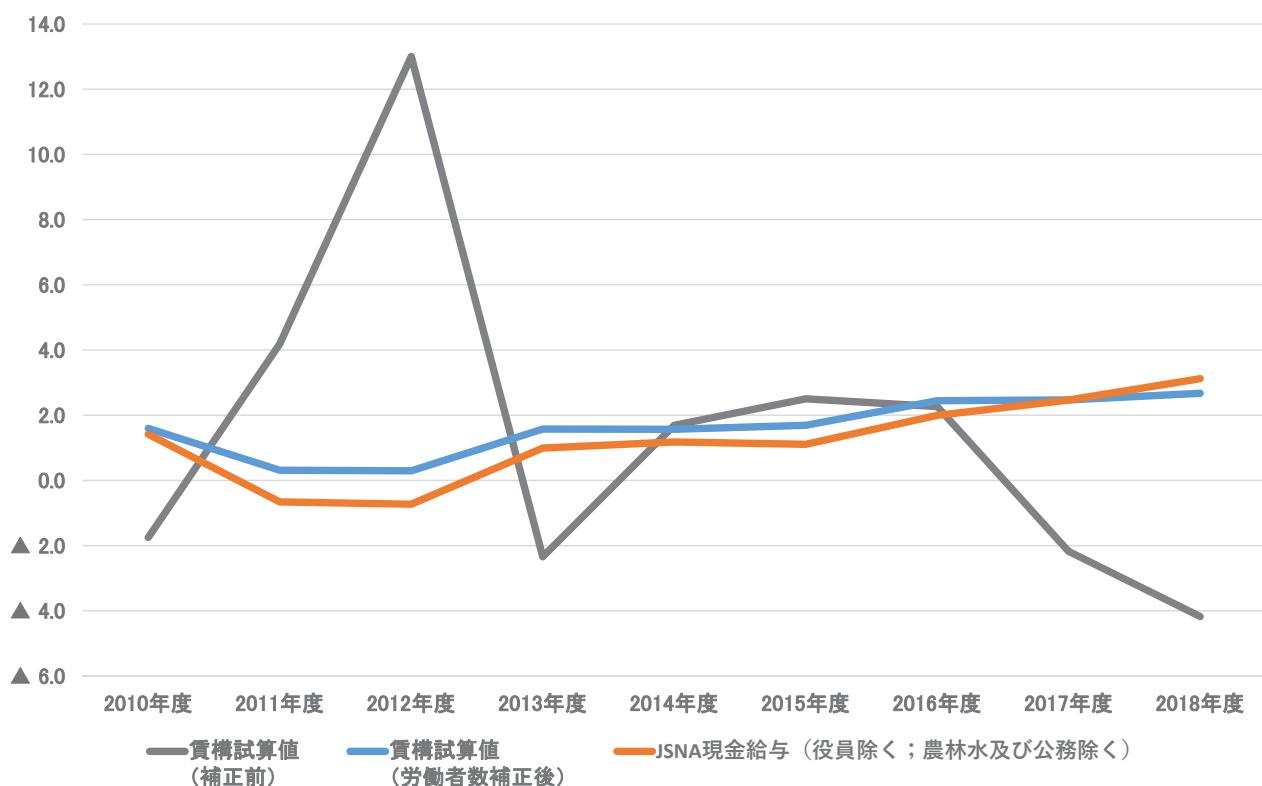
※グラフにおける賃構試算値（労働者数補正後）は、賃金構造基本統計調査を基に、労働者数を補正した現金給与（農林水産業及び公務を除く）試算値

※グラフにおけるJSNA現金給与（農林水及び公務除く）は、現行推計の方法を基に、現金給与（農林水産業及び公務を除く）を再現した値

※いずれも年度値に調整している。

(%)

計数比較(前年比)



※グラフにおける賃構試算値（補正前）は、賃金構造基本統計調査の公表データによる現金給与（農林水産業及び公務を除く）試算値

※グラフにおける賃構試算値（労働者数補正後）は、賃金構造基本統計調査を基に、労働者数を補正した現金給与（農林水産業及び公務を除く）試算値

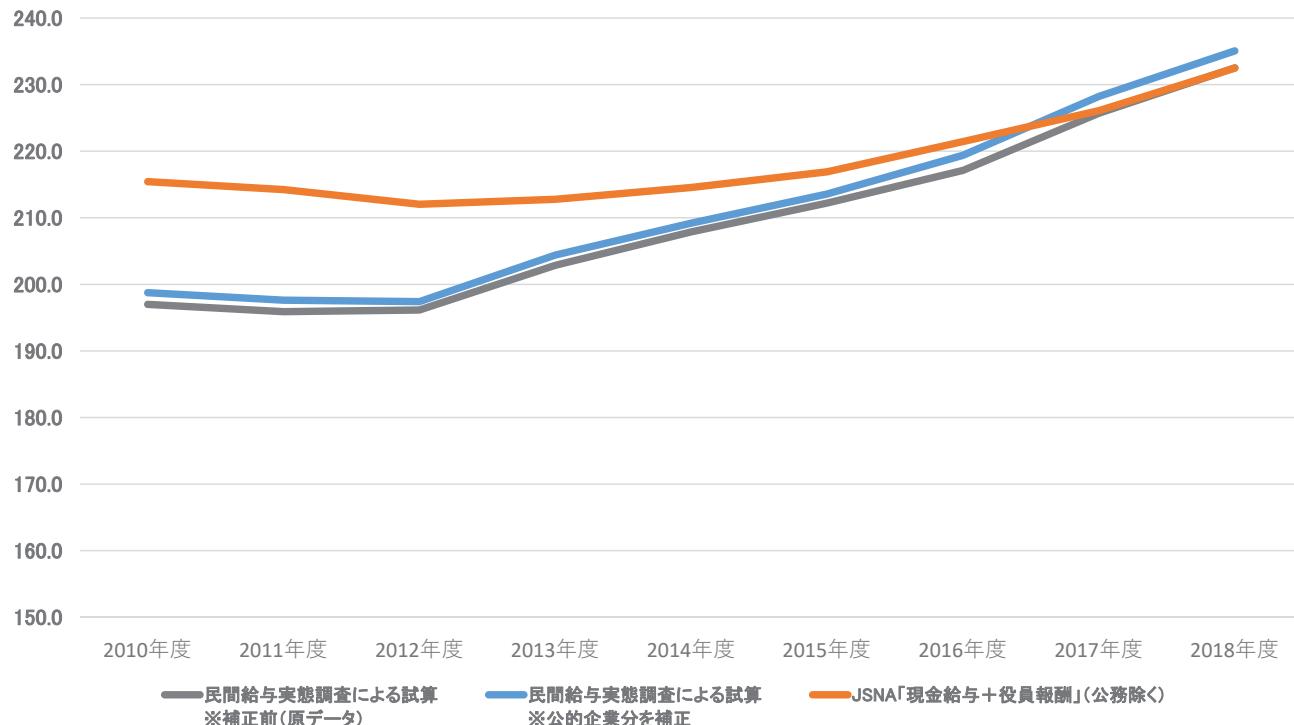
※グラフにおけるJSNA現金給与（農林水及び公務除く）は、現行推計の方法を基に、現金給与（農林水産業及び公務を除く）を再現した値

※いずれも年度値に調整している。

グラフ2.2. 民間給与実態調査等による雇用者報酬試算

(兆円)

計数比較(実額)



※グラフにおける「民間給与実態調査による試算※補正前(原データ)」は、民間給与実態調査より単純に集計した公務を除く現金給与+役員報酬の試算値。

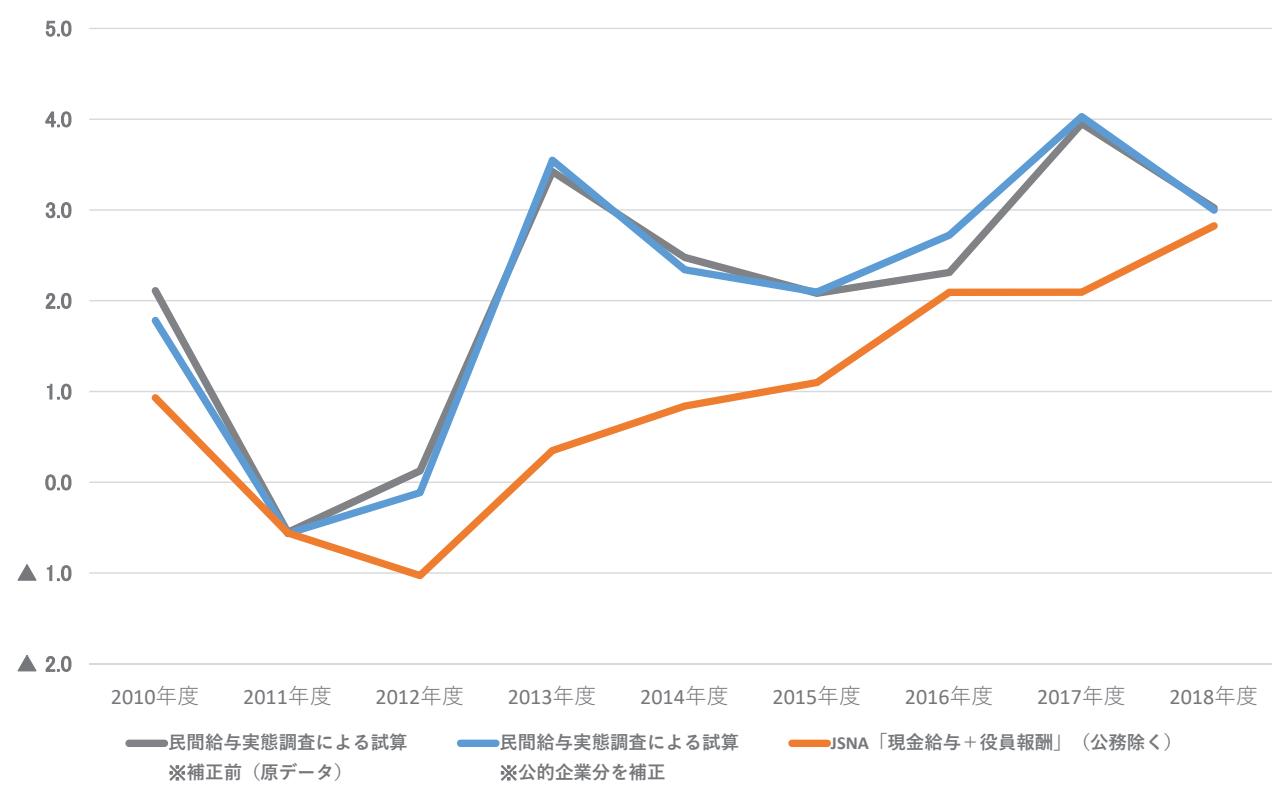
※グラフにおける「民間給与実態調査による試算※公的企業分を補正」は、上記に公的企業分を補正した試算値。

※グラフにおけるJSNA「現金給与+役員報酬」(公務除く)は、現行推計の方法を基に、公務を除く現金給与+役員報酬を再現した値

※いずれも年度値に調整している。

(%)

計数比較(前年比)



※グラフにおける「民間給与実態調査による試算※補正前(原データ)」は、民間給与実態調査より単純に集計した公務を除く現金給与+役員報酬の試算値。

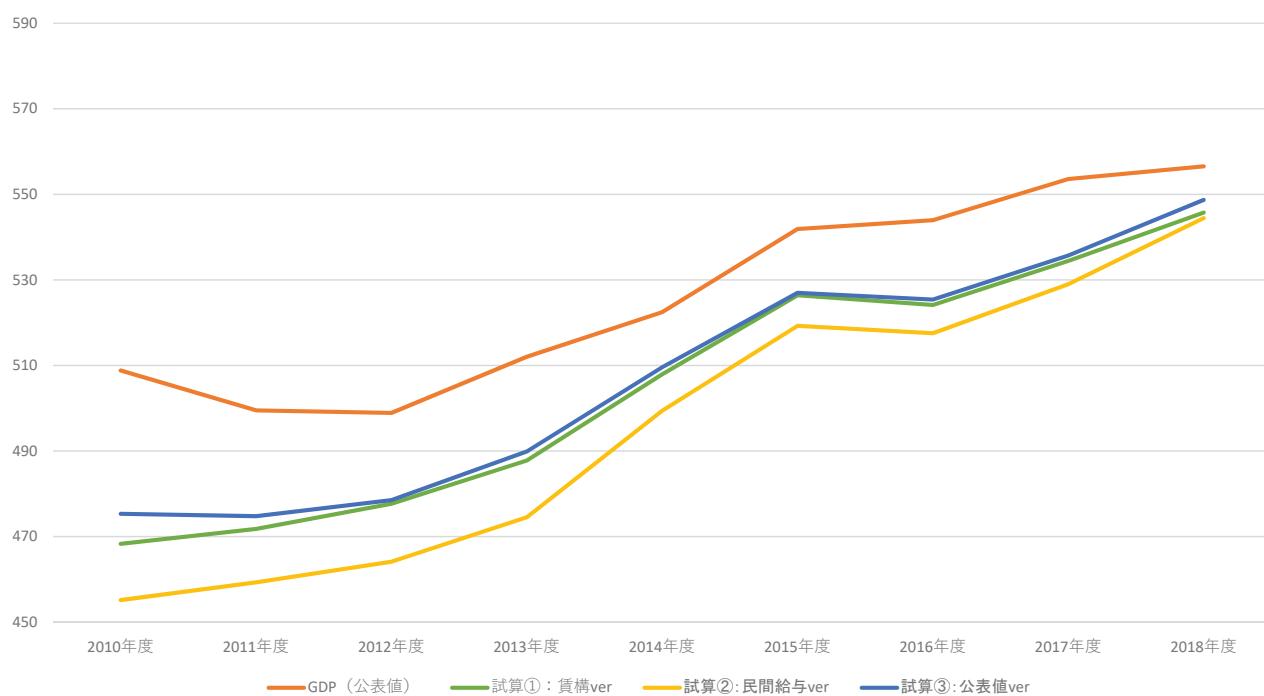
※グラフにおける「民間給与実態調査による試算※公的企業分を補正」は、上記に公的企業分を補正した試算値。

※グラフにおけるJSNA「現金給与+役員報酬」(公務除く)は、現行推計の方法を基に、公務を除く現金給与+役員報酬を再現した値

※いずれも年度値に調整している。

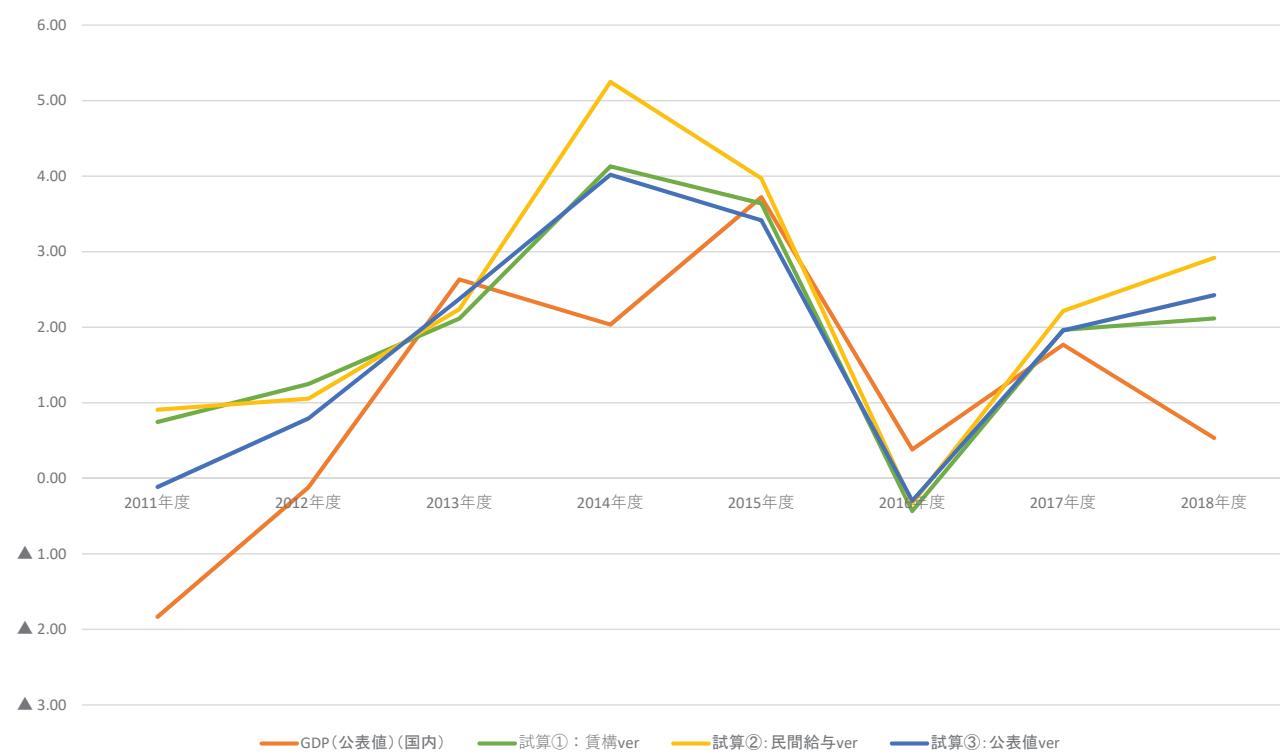
グラフ3. 分配側GDP試算

分配側GDP 試算値比較



※試算値①～③ともに、会社標本調査等による民間企業分の営業余剰の試算値と申告所得税標本調査による混合所得の試算値（年度化）を利用
 ※試算値①：賃金構造基本統計調査による雇用者報酬の試算を利用した分配側GDP試算値
 ※試算値②：民間給与実態調査による雇用者報酬の試算を利用した分配側GDP試算値
 ※試算値③：雇用者報酬については、JSNA公表値を利用した分配側GDP試算値

分配側GDP 試算値との比較（前年比）



※試算値①～③ともに、会社標本調査等による民間企業分の営業余剰の試算値と申告所得税標本調査による混合所得の試算値（年度化）を利用
 ※試算値①：賃金構造基本統計調査による雇用者報酬の試算を利用した分配側GDP試算値
 ※試算値②：民間給与実態調査による雇用者報酬の試算を利用した分配側GDP試算値
 ※試算値③：雇用者報酬については、JSNA公表値を利用した分配側GDP試算値

生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会（第4回）議事概要

1 令和3年3月2日（火） 10時00分～12時00分

2 場所 Web会議（Zoom）

3 出席者

【委員】

櫨座長、飯塚構成員、伊澤構成員、宇南山構成員、川口構成員、櫻本構成員、
中村審議協力者

【事務局】

<内閣府経済社会総合研究所>

長谷川総括政策研究官、谷本国民経済計算部長、尾崎企画調査課長、梅井研究官、須永研究専門職

<株式会社インテージリサーチ>

伊藝、豊田、小澤

4 議事

（1）税務統計等を利用した試算について

5 議事概要

（1）内閣府から、資料1-1「報告書 構成案」及び資料1-2「税務統計等を利用した営業余剰・混合所得及び雇用者報酬の試算について」の説明があり、その後、質疑が行われた。主な意見等は以下のとおり。

■営業余剰・混合所得の試算について

➢ 営業余剰の試算値と法人企業統計の差について

税務統計と企業会計部分の調整においては、差がないという印象である。減価償却費、設備投資にかかる範囲の調整をすると差が出る。なお、本来であれば、会社標本調査の減価償却費あるいは設備投資で調整すべきであるが、データがないため、法人企業統計を使っており、その結果、差が生じている部分もある。（内閣府）

➢ 連結法人の中に入っている金融保険業の扱いについて

会社標本調査における合計値で連結も含めた法人所得申告額から金融保険業の法人所得申告額を除いており、連結の中の調整は行っておらず、非金融に残っている可能性はある。（内閣府）

➤ 受取配当の調整について

(受取配当益金算入額は、親子間で法人税の二重払いを防ぐために調整しているというものであり、これを加えてしまうと利益の二重計上にならないかとの指摘に対し、)企業会計の税引前当期純利益の再現という意味で、受取配当も税引前当期純利益に概念上入るので一旦戻したもの、その後、受取配当は営業外収益として控除している。ただ、純粹持ち株会社のように受取配当を本業として、営業利益に含まれてしまう部分については、財産所得であるため、別途、控除するという考え方で試算している。ただ純粹持ち株会社に限ったものであり、親子間配当のうち除かれていない部分がある可能性もある。(内閣府)

➤ FISIM の調整について

- FISIM については、営業余剰という扱いではないので、特段の調整は行っていない。(内閣府)

➤ 企業会計と税務会計、分配面との関係について

- アメリカのセンサス局のやり方では、売り上げが計上されるタイミングと利益として分配するタイミングがずれることがある。データ補完をするときは、経済センサスに答えていない企業について、法人税における売上で補完している。その際に、アルゴリズムを組み、未回答企業の売上を似たような企業の売上を使って補完している。この場合は、生産と支出、所得のタイミングのずれを埋めていくことを概念上考えなければならない。
- 計算方法に異論はない。今回が分配面の計算ということであれば、企業会計は分配面というよりも企業業績を出すために出している部分があるので、税務の所得計算の方が概念上あっているのではないかと思う。

■雇用者報酬の試算について

➤ 賃金構造基本統計調査等、他統計の利用について

- 每月勤労統計調査については、信頼度が低下して疑念を持たれている。賃金構造基本統計調査はサンプル数が多いので、こちらが適正ではないかという意見がある。一方で6月給与だけの調査だということで、時系列が抜け落ちていることもある。これらを両方組み合わせられないかという案についてはどのようなことが考えるか。
- 賃金構造基本統計調査と毎月勤労統計調査の比較を行ったが、基本的には両統計間で大きな数字の差はなく、どちらの統計を使ってもよいと考えられる。民間給与実態統計調査と賃金構造基本統計調査の比較も行った。民間給与実態統計調査は前年度 1 年間

の年収を聞くが、賃金構造基本統計調査の方は 6 月の給与を聞いている。重要な違いは、民間給与実態統計調査は、従業員が 1 人でもいると調査の対象になるが、賃金構造基本統計調査の方は 5 人以上の常用労働者がいると調査の対象になるため、調査対象が異なる。調査対象のずれ、対象となる所得の種類のずれを補正した上で比較すると、賃金構造基本統計調査と民間給与実態統計調査で計算される一人当たり給与所得に差はない。各統計で比較可能なところに関していうと大きな数字のずれはないため、調査方法というより、調査対象、測定対象のずれで説明がつく。

- 賃金構造基本統計調査における試算の労働者数について
 - ・ 賃金構造基本統計調査と毎月勤労統計の労働者単価は似ている。一方、労働者数の動きは賃金構造基本統計調査の労働者数と SNA の現行推計で行っている国勢調査から労働力調査で延長推計している労働者数とは異なる。したがって、試算のうち補正後では、JSNA の雇用者数を使っているが、雇用者数を産業別に調整は行っていない。(内閣府)
 - ・
 - ・ (賃金構造基本統計調査は賃金をとらえるためのサンプリングの設計になっており、労働者数をとらえるには、歪んだサンプリングになっている。どのような産業もカバーするようなサンプリングになっているのでサンプリングウェイトが産業によって大きく異なる。サンプリングウェイトをどのように考えて労働者数を求めているのか、との質問に対し) 今回は単純に規模の調整を行っているのみである。(内閣府)
 - ・
- 副業の扱いについて
 - ・ (副業をすべて把握する方法として、社会保険料関係の人数、例えば労働者災害補償保険の加入人数を雇用者数の把握に利用することについて) 過去に、厚労省業務統計の利活用についての報告書の中で雇用保険のデータを使って統計を作れないかという議論をした。有用な考え方だが、労働時間の関係で雇用保険ではカバーできない非正規の方々をどう考えるかという問題がある。雇用保険のみならず年金の記録についても報酬に比例する形で保険料がかかっているので、報酬に関する情報が得られる。カバレッジが完全ではないということを念頭に置きつつ、そのような統計をもっと活かしていくことは追求してもよい方向かと思う。
 - ・ 副業については、事業所統計であれば賃金構造基本統計調査であっても賃金台帳から抜いて報告することになっているため、1 方方が 2 つの会社で働いて両方から賃金支払いを受けていれば、賃金台帳には 2 つの会社に載り、2 つの会社でカウントされることになる。世帯の統計の場合は、把握されないため、1 方方が 2 つ仕事を持っている場合は、別途 1 方方が 2 つの仕事を持っているという形で補正をする必要がある。

- ・ テレワークが主流となり、海外の機関に直にテレワークで仕事をすることが可能になっているため、生産活動、所得面が複雑になる。生産面では国内に企業はないが、労働者だけはいるということがある。生産面、労働面での非居住の問題は、マイクロデータで捉え、生産・支出・分配の各面で見ないといけない。

■分配側 GDP 試算について

- ・ 現在の試算が現行推計値より小さいのは営業余剰の部分が小さいためと考えている。
(内閣府)

■報告書構成案について

- ・ 統計法第 6 条は、「国際連合など」ではなく「国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し」となっている。国連のマニュアルでは営業余剰は、残差と書かれている。内閣府としては、独立推計を研究しても良いが、統計法第 6 条があるので、独立推計を正式系列とするのを前提にした検討を行ったという言い方はできないと思う。法律上の問題をクリアするために報告書では、整理する必要がある。
- ・ 雇用者報酬の試算では、藤原論文が行っているような地方の税務データを使った試算は、時間的制約があり今回の報告書では盛り込めない。(内閣府)
- ・ 各項目の四半期推計は今までの研究会でも試算結果を出していないし議論もできていないので、四半期推計でどういうものが使えるか、あるいは、年次で試算したものと区切る必要があるか、どういうことを書けるか考えていく。(内閣府)
- ・
- ・ SNA 部会の昨年のまとめでは、四半期を公表に向けて進めることと、年次推計のチェックや独立推計をするための様々な検討、その 2 つの要素があった。2 章から 5 章まで四半期の推計の中でという話があり、年次推計を営業余剰の独立推計からチャレンジするということが調査研究の方向だと思う。四半期の公表に向けて進める話も基本計画にはあるが、今の段階では統計委員会の一部の方が考えている四半期の独立推計はできず、やるとすれば年次のそれの議論となる。四半期の公表について、どう対応するかを結びのところで案として提言できないか。
- ・ 今回試算した分配からの積み上げ方式は難しい。別アプローチからの値と現行のクロスチェックの意味の試算の評価、引き継ぎ改善の余地があるかの議論まで、乖離や動きを見る必要がある。四半期については、統計委員会での過去の議論では、営業余剰について、法人企業統計の営業利益の動きを利用して延長推計すると、営業余剰を残差で推計している年次推計への改定が大きくなるということであった。分配側 QE に対して、年次を含め独立推計をするとすれば、かなり先が長くなると感じる。一方で、残差で推計ということであれば、現在、生産側 QE について取り組んでいるため、この延長とし

て考えることができる。そのあたりをどう整理するかで分配側 QE のあり方も見えてくる。いずれにせよ、研究会でご意見いただいて内閣府でのリソースの中で可能か、あるいは実現するためのリソースを考える必要がある。(内閣府)

- ・ 結びのところにデータの整備など提言をいくつか書き込めば良いと思う。四半期の公表について、ニーズがあるなら、我々に与えられたミッションとして、年次推計の誤差等をクリアした後に、四半期を試算していくとする方向だといつできるかが分からぬいため、今の年次推計でなくなってしまった系列を出す等の短期的な対応として書くのはどうか。
- ・ これまでの試算結果をみると、時点によって乖離の大きさが異なることをどう扱うのかが難しい。特に昔の乖離が大きい時については、かなり高い水準での乖離が長く続いている。様々な統計を昔にさかのぼって補正するのは難しいが、最近だけ合っていれば良いというわけにはいかない。時代によって差があるということへの対応をどうするのか。
- ・ 概念上、所得側や支出側の差になって出てきやすい部分をメモ的に列挙しておいた方があとで見返すときに便利である。よく問題になるのは、未観測経済であるが、特に日本の場合は違法な活動などの部分は研究レベルでも書いていない。EU では正式系列で違法活動の部分を推計して入れている。他の国は正式系列には入れないが、研究は行っている。また、諸外国では、基礎統計を SNA 推計で使う場合は、プロセスがあり、基礎統計をきちんとした流れに沿って使うことになるが、日本では、そのプロセスがかなり抜けている。このため、元データを直にクリーニングしながら使わなければいけない。税の統計を捉えるという課題であれば、そこを指摘するべきである。組織的に一次統計の段階で、努力するべきところについて、誰かが補わなければいけないところは列挙しておくべきである。

以上

生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会（第3回） 議事概要

1 令和3年1月29日（金） 10時00分～11時15分

2 場所 Web会議（Zoom）

3 出席者

【委員】

櫨座長、飯塚構成員、伊澤構成員、宇南山構成員、川口構成員、櫻本構成員、
中村審議協力者

【事務局】

＜内閣府経済社会総合研究所＞

谷本国民経済計算部長、尾崎企画調査課長、梅井研究官、須永研究専門職

＜株式会社インテージリサーチ＞

伊藝、豊田、小澤

4 議事

- (1) JSNAにおける雇用者報酬の推計について
- (2) 第1回及び第2回研究会における課題について

5 議事概要

- (1) 内閣府から、資料1「雇用者報酬について」の説明があり、その後、質疑が行われた。主なご意見・ご質問及びその回答は以下のとおり。

➤ 公務の扱いについて

「民間給与実態統計調査」及び「法人企業統計」では、公的企業分が含まれておらずSNAでは含まれている。この違いがSNAのレベルが高くなっている要因の可能性あり。
(内閣府)

➤ 現金給与以外の扱いについて

SNAの雇用者報酬にはストックオプションなどの現金給与以外の部分が含まれているが、今回は、SNAの「現金給与」と「役員報酬」のみで比較している。（資料1、P.11参照）（内閣府）

➤ 役員報酬の扱いについて

役員報酬がSNAでは「民間給与実態統計調査」や「法人企業統計」よりも低いことについては、役員数の違いと考えている。（同P.5及びP.9参照）いわゆる「役員」の定義に統計毎に違いがあるのでそれが差となっている可能性がある。SNAの基礎統計である

「労働力調査」では、調査対象者自身が役員と認識しているかであり、「民間給与実態調査」では、法人の取締役、理事、監査役等、役付き肩書があるというところで定義されている。「法人企業統計調査」では、常勤、非常勤を問わず、経費としての給与を受ける期中平均人員とされており、役員自体が何で定義されているかまでは書かれていないと承知している。(内閣府)

➤ 「賃金構造基本統計調査」について

「賃金構造基本統計調査」(同、P.3 参照)は、特定月調査であるが前年の賞与を把握していることから、1年間の給与も把握できるのではないか。

➤ 雇用者報酬の水準について

・藤原論文の「住民税を使った推計よりも SNA の雇用者報酬の水準が低い」という点については、2011 年基準改定の際に解消している。(内閣府)

(2) 第 1 回及び第 2 回研究会における課題について

内閣府から、資料 2 「営業余剰の独立推計について」の説明があり、その後、質疑が行われた。主なご意見・ご質問及びその回答以下のとおり。

➤ 法人企業統計季報との比較（減価償却の扱いについて）

法人企業統計季報を利用した営業余剰の試算では、SNA と法人企業統計において、設備投資として認識している範囲が異なるため、調整を行っている。調整の規模は数兆円程度である。(資料 2、P.5 参照) (内閣府)

➤ 経済センサスとの比較（産業ごとの違いについて）

産業によって差があることについて、詳細は分析しきれていないが、一つは費用の内訳である減耗の範囲が考えられる。また、卸小売業は、SNA と経済センサスでは概念が異なるため差が生じる。いずれにしても収入側なのか費用側なのかもう少し検討が必要と考えている。(内閣府)

➤ 経済センサスとの比較（減耗について）

製造業に限ると、SNA の固定資本減耗と経済センサスの減価償却の差分が概ね製造業の SNA と経済センサスの差にほぼ合致している。その部分が調査対象の違いなのか、範囲の違いなのかわからないが、この部分を捨象するとほぼ同額になる。ただし、他の産業まで見ると、減耗だけでは説明できないと考えている。(内閣府)

SNA で無形を入れているということも減耗が大きい理由ではあるがそれだけでは説明

は困難と考えている。(内閣府)

減価償却の考え方の差で、各年度で差が出ることははあると思うが、減価償却は一定のタイミングで費用計上することなので、5年10年の長いスパンを考えれば、基本的にはどんな方法でも近づいてくる。単年度で考えると差はあるが、長いスパンで見ると差がないかどうかは、重要なと思う。

以上